第3次名張市
男女共同参画基本計画
ベルフラワーⅢ（素案）

2027（令和9）年度～2036（令和18）年度

2027年（令和9）年3月

名 張 市

はじめに

名張市では、２００４（平成１６）年の「名張市男女共同参画都市宣言」を皮切りに、市民の皆様とともに、性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、歩みを進めてまいりました。

その成果として、固定的な性別役割分担意識には少しずつ変化が見られるものの、依然として、社会慣習などにおいては今も課題が残っており、実質的な平等を達成するための更なる取組が求められています。

また、人口減少や少子高齢化が本格化する中で、男性の家庭・地域参画をはじめ、ライフステージに応じた柔軟な働き方や、育児・介護支援の充実は急務となっています。

さらに、２０２３（令和５）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が、２０２４（令和６）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことにより、あらゆる性のあり方を尊重し合うことや、様々な困難を抱える女性に寄り添う支援の重要性が、社会全体で共有されるようになりました。

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる環境を整えることは、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現に直結するものです。

こうした国の動きや、市の課題に取り組むべく、この度、２０２４（令和６）年度に実施した市民意識調査及び事業所調査の結果を踏まえ、「第３次名張市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図りながら、家庭・地域・職場・教育のあらゆる場面において、誰もが等しく参画できる社会の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました名張市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係機関の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和９年３月

名張市長　　北　川　裕　之

目　　次

第１章　基本的な考え方
１．計画策定の趣旨 …… １
２．計画の位置づけ …… ２
３．計画の期間 …… ２
４．計画の重点項目 …… ３
５．計画策定の背景 …… ３

第２章　基本目標と計画の体系
１．基本目標 …… ７
２．第３次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅢとＳＤＧｓ …… ８
３．計画の体系 …… ９

第３章　基本目標と重点課題
基本目標 Ⅰ　男女共同参画意識の確立 ……１０
①　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ……１０
②　あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調 ……１４

基本目標 Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進 …… １８
③　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ……１８
④　地域における男女共同参画の推進 ……２１
⑤　働き方・働く場における男女共同参画の推進 ……２３
⑥　防災における男女共同参画の推進 ……２７

基本目標 Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援 …… ２９
⑦　ワーク・ライフ・バランスの推進 ……２９
⑧　男女がともに安心して子育てができる環境の整備 ……３４
⑨　高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備 …３８

基本目標 Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり …… ４１
⑩　男女の人権尊重 ……４１
⑪　あらゆる暴力の根絶 ……４３
⑫　生涯にわたる健康の確保 ……４８

第４章　計画の推進
１．計画の推進体制 …… ５１
２．計画の進行管理 …… ５１

数値目標一覧 …… ５２

資料編　名張市男女共同参画推進審議会委員名簿 …… ５３
市民意識調査及び事業所調査の概要 …… ５４
男女共同参画都市宣言 …… ５５
名張市男女共同参画推進条例 …… ５５
名張市における男女共同参画施策のあゆみと現状 …… ５８
用語解説 …… ６２

第1章　基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第９条には、「地方公共団体は、男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」と規定されています。

本市では、２００６（平成１８）年４月に名張市男女共同参画推進条例（以下「条例」といいます。）を施行し、２００７（平成１９）年３月には「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、地域、学校など、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会の実現を目指し、意識啓発、女性の活躍推進、仕事と生活の調和、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）※などの暴力の防止啓発など、さまざまな取組を進めてきました。

２０１７（平成２９）年４月に現行計画である「第２次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」を策定し、計画に基づくこれまでの取組により、固定的な性別役割分担意識※の改善など、男女共同参画に対する市民の理解には一定の進展が見られます。

一方で、２０２４（令和６）年１１月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査からは、社会全体や政治・政策決定の場、職場などにおいて男女の地位が必ずしも平等であるとは感じられていない状況が明らかとなりました。また、家事、子育て、介護の負担、女性の管理職の登用、男性の家事・育児・介護への参画など、日常生活や社会の様々な場面において、男女共同参画の実現に向けた課題が依然として残されています。

さらに、少子高齢化や人口減少の進行、家族形態や価値観の多様化、働き方の変化、デジタル化の進展など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、ＤＶや性暴力、ハラスメント※などのあらゆる暴力の根絶、困難な問題を抱える女性への支援、多様な性のあり方への理解、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災など、社会情勢の変化に応じた課題への対応も求められています。

国においては、２０２６（令和８）年３月に第６次男女共同参画基本計画が策定され、女性の経済的自立、政策・方針決定過程への参画拡大、生涯を通じた健康、ジェンダー（社会的性別）※に基づく暴力の根絶、多様性の尊重、防災・復興における男女共同参画など、幅広い分野で男女共同参画を推進する方向性が示されています。

しかし、先の市民意識調査では、男女の地位における不平等感や、さまざまな分野における意思決定の場への女性の参画の遅れ、男性の家庭（家事・子育て・介護）への参画の遅れなど、依然として多くの課題が残されています。こうした本市を取り巻く状況や課題、国・県の動向を踏まえ、第２次計画の成果を継承しながら、男女共同参画を「意識」から「実践」へとさらに進めていくため、第３次男女共同参画基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

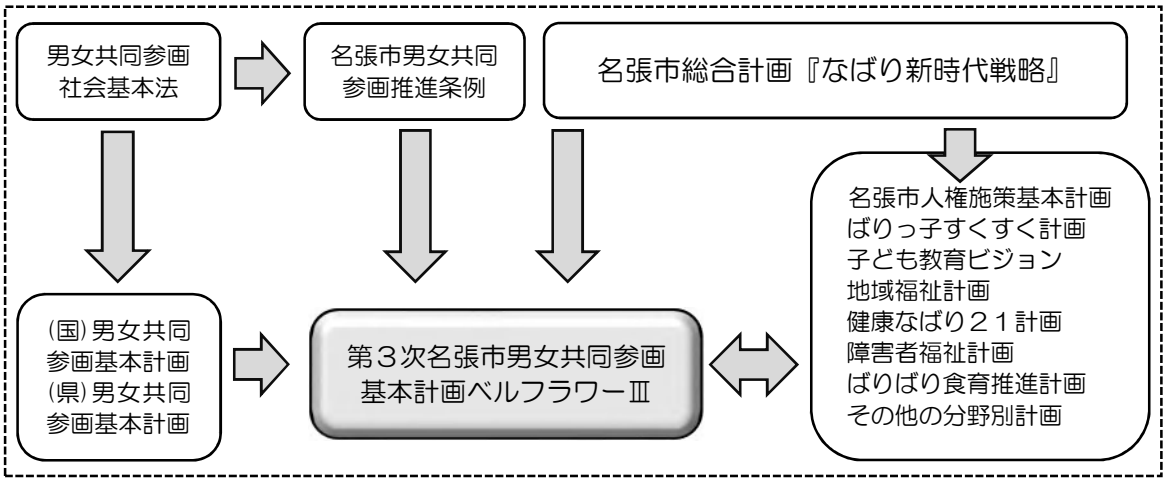
（1）「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づき、国の「第６次男女共同参画基本計画」及び「第３次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」との整合性に配慮した市町村男女共同参画計画です。

（2）名張市男女共同参画推進条例第１１条に基づき、「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として策定します。

（3）本計画は、国や県の計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である『なばり新時代戦略』やその他の関連計画との整合を図りながら取組を進めます。

（4）本計画の基本目標Ⅰ重点課題①施策の方向２及び基本目標Ⅱ、Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※（以下「女性活躍推進法」といいます。）第６条第２項に定める「市町村推進計画」として位置づけます。また、本計画の基本目標Ⅳ重点課題⑪を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）第２条の３第３項に定める「市町村基本計画」として位置づけます。さらに、本計画の基本目標Ⅲ重点課題⑧、⑨及び基本目標Ⅳを、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※（以下「困難女性支援法」といいます。）第８条第３項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

計画の位置づけ



3. 計画の期間

２０２７（令和９）年度から２０３６（令和１８）年度までの １０年間とします。ただし、国、県の動向や、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4. 計画の重点項目

国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の事項を重点項目として位置づけ、分野別施策については、関係部局との調整を図り、総合的に取組を進めます。

なお、関連するＳＤＧｓ※の目標については８ページに記載しています。

（1） 意識啓発のさらなる推進とワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画を日常の文化として定着させ、誰もが仕事と生活を主体的に両立できる取組を進めます。

（Ｐ９　計画の体系　重点課題①、②、⑤、⑦、⑧、⑫参照）

（2） 事業所、地域、行政分野における女性の活躍推進

政策や方針を決定する過程への女性の参画など、女性の活躍を推進する取組を進めるため、事業所や地域への働きかけを進めます。

行政分野においては、女性活躍推進法に基づき本市が策定した第３次名張市特定事業主行動計画※に沿った取組を進めます。

（Ｐ９　計画の体系　重点課題③、④、⑤、⑦、⑧参照）

（3） 防災における男女共同参画

防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

（Ｐ９　計画の体系　重点課題⑥参照）

（4） すべての人の人権尊重

性別に関わりなくすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての理解の促進や、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

（Ｐ９　計画の体系　重点課題⑧、⑨、⑩、⑪、⑫参照）

5. 計画策定の背景

（1） 世界の動き

○国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、１９７５（昭和５０）年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後１０年間を「国際婦人の十年」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

○１９７９（昭和５４）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

○１９９５（平成７）年には第４回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、２１世紀に向け世界の女性の行動の指針となる「行動綱領」が採択されました。

○２０００（平成１２）年には、国連特別総会「女性２０００年会議」が開催され、各国の決意表明や理念をうたった「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「さらなる行

動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

○２００５（平成１７）年には、「北京＋１０（第４９回国連婦人の地位委員会）」、２０１５（平成２７）年には、「北京＋２０（第５９回国連婦人の地位委員会）」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

○２０１５（平成２７）年には、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を含む「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

○２０１６（平成２８）年に開催されたＧ７伊勢志摩サミットでは、女性の活躍が優先課題の一つとして取り上げられました。

○２０２５（令和７）年３月には、第４回世界女性会議（北京会議）から３０年目にあたることを記念し、第６９回国連婦人の地位委員会「北京＋３０」が開催されるとともに、同年９月に「第４回世界女性会議３０周年記念ハイレベル会合」が開催されるなど、各国の取組状況の報告や近年の社会情勢を踏まえた新たな課題の議論などが行われました。

○２０２６（令和８）年９月に世界経済フォーラムが発表した、世界各国の男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数（ＧＧＩ）」※において、日本は１４５か国中１１７位となっており、特に政治や経済分野での男女間格差の解消が大きな課題となっています。

（2） 国の動き

○国連をはじめとする国際的な動きに対応して、１９７７（昭和５２）年に「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

○１９８５（昭和６０）年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年、男女雇用機会均等法が施行されました。

○１９９９（平成１１）年には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。これを受け、２０００（平成１２）年に、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的・体系的に推進するため、「男女共同参画基本計画」が策定され、以後、５年ごとに計画の見直しが図られています。

○２００１（平成１３）年には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行されました。

○２０１６（平成２８）年４月には、女性活躍推進法が施行され、「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。また、「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産などに関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

○２０１８（平成３０）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

○２０２０（令和２）年には、国の「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。

○２０２３（令和５）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」※が施行され、多様な性に関する理解促進が進められています。

○２０２４（令和６）年には、女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護といった視点を明確化した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。これによ

り、女性が直面する複雑化、多様化した問題に対して支援の強化が求められています。

（3） 三重県の動き

○国の「国内行動計画」の策定を受けて、２年後の１９７９（昭和５４）年に、「三重県の婦人対策の方向」（県内行動計画）が策定され、１９８７（昭和６２）年には、「みえの第２次計画－アイリスプラン」が策定されました。

○１９９５（平成７）年には、「男女共同参画推進プラン－アイリス２１」が策定され、「人権の尊重と男女平等」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けた県の指針が打ち出されました。

○２０００（平成１２）年には、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念などを踏まえ、「三重県男女共同参画推進条例」が公布されました。これを受け、２００２（平成１４）年３月には、「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、２０１１（平成２３）年３月には、「第２次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

○２０１７（平成２９）年には、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定し、性別をはじめ年齢、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし県民とともに取り組んでいくとしました。

○２０１９（平成３１）年には、都道府県で初めてとなる県職員向けのガイドライン「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～ＬＧＢＴ※をはじめ多様な性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）※について理解を深め、行動する～」が作成されました。

○２０２１（令和３）年には、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が制定され、「第３次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。また、この条例に基づき、９月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」※が運用されています。

○２０２６（令和８）年３月には、経済分野におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」が策定されました。

（4） 名張市の取組

○名張市における男女共同参画施策は、１９９２（平成４）年に「女性施策検討委員会」を設置し、全庁的な取組についてのアンケート調査や意識啓発活動などを実施したことから始まります。その後、女性行動計画の策定に向けて、１９９４（平成６）年に、女性問題に関する市民意識調査を実施、１９９５（平成７）年１０月に名張市女性行動計画策定懇話会からの提言を受け、１９９６（平成８）年９月、広く市民の意見を反映した名張市女性行動計画「ベルフラワープラン～男女が輝いて生きる地域社会をめざして～」を策定しました。

○２００４（平成１６）年には、国の男女共同参画基本計画の策定を受けて、「男女共同参画都市宣言」を行い、翌年の９月議会において全会一致で「名張市男女共同参画推進条例」が可決、成立しました。この条例の施行を受け、２００６（平成１８）年５月には、庁内の名張市男女共同参画推進施策検討会議による検討を進め、２００７（平成１９）年３月に、名張市男女参画推進審議会からの答申を受けて、「名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

○２００９（平成２１）年６月には、男女共同参画に関する情報収集・情報発信や市民、市民活動団体などの交流の場、各種相談の拠点施設として、名張市男女共同参画センターを開設しました。

○２０１４（平成２６）年１０月には、次期基本計画の策定に向けて男女共同参画に関する市民意識調査と事業所アンケート調査を実施し、調査結果と国の第４次男女共同参画基本計画を踏まえ、２０１７（平成２９）年３月に第２次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡを策定しました。その後、社会経済情勢の変化に伴う中間見直しのため、２０２０（令和２）年４月に再度調査を実施し、計画の改定を行いました。

○２０２０（令和２）年８月には、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを決意した「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言が可決されました。

○２０２６（令和８）年度末をもって前計画の計画期間が満了となることから、次期計画の検討を進めてきました。策定にあたっては、２０２４（令和６）年１１月に、男女共同参画に関する市民意識調査と事業所調査を実施し、地域の実情や課題の把握に努めました。これらの調査結果や国の「第６次男女共同参画基本計画」の方針を反映し、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより効果的に展開するため、本計画を策定しました。

第2章　基本目標と計画の体系

1. 基本目標

「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、次の４つの基本目標と１２の重点課題を掲げて施策を推進します。

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の確立

家庭、地域、働く場における男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動や情報提供などを通して、社会制度・慣行の見直しに取り組みます。また、次世代への教育として、固定観念に縛られず、自分らしさを育むジェンダー平等教育を展開するとともに、家庭、地域における学習や国際的協調の推進に努めます。

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域、働く場などにおける政策・方針決定の場への女性の参画拡大や人材育成を推進するとともに、雇用における男女の均等な機会の確保や女性の就労、能力開発などエンパワーメント※のための支援などに努めます。また、防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援

働き方の見直しや家庭における男性の家事・子育て・介護などへの参画促進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※の推進に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めます。また、高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備に取り組むことにより、仕事と家庭生活、社会活動の両立支援に努めます。

基本目標Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり

すべての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく輝ける社会を目指します。ＤＶやあらゆるハラスメント、性別や性的指向・性自認を含む多様な属性に基づく差別や暴力を許さない環境を目指すとともに、メディアにおける人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。また、生涯にわたる健康の保持促進と性差に応じた相談体制の充実など、健康支援の推進に努めます。

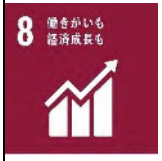
「第3次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅢ」とSDGs

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民・地域・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働して取り組むものです。

また、この具体的な取組は、ＳＤＧｓと同じ方向性を持つものです。

本計画に定める「重点課題」「施策の方向」とＳＤＧｓの関連は、次表のとおりです。国際的な、約束である「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」の推進につながるよう、取組を継続していきます。

◎国連持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる。		強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		国内及び各国家間の不平等を是正する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		持続可能な消費生産形態を確保する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

3. 計画の体系

基本目標	ページ数	重点課題		施策の方向
Ⅰ 男女共同参画意識の確立	P10～	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
			2	働く場における男女共同参画の意識づくり ★
	P14～	②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
			4	家庭・地域における教育、学習の推進
			5	国際的協調の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	P18～	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★
			7	審議会などにおける積極的な女性の登用 ★
			8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進 ★
	P21～	④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★
			10	地域における男女共同参画のための講座などの実施 ★
	P23～	⑤働き方・働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保 ★
			12	農林業、商工業などの女性従事者への支援 ★
			13	女性の就労・能力開発のための支援 ★
	P27～	⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災における女性の参画拡大 ★
			15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 ★
Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援	P29～	⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加 ★
			17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ★
	P34～	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実 ★ ▲
			19	地域で子どもを育てる環境づくり ★ ▲
	P38～	⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	困難な問題を抱える女性や、 ひとり親家庭などに対する支援の充実 ★ ▲
			21	高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実 ★ ▲
Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり	P41～	⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり ▲
			23	メディアなどにおける人権尊重 ▲
	P43～	⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実 ◆ ▲
			25	ＤＶ防止対策及び被害者支援の充実 ◆ ▲
			26	セクシュアルハラスメントなどの防止 ◆ ▲
	P48～	⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康の保持促進 ▲
			28	性差に応じた健康支援の推進 ▲

★は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目　▲困難女性支援法に定める市町村基本計画に位置づける項目
◆は配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目



第3章　基本目標と重点課題

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の確立

重点課題①　男女共同参画の視点に立った社会制度･慣行の見直し

現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがジェンダー平等への理解を深め、意識を改革していくことが必要不可欠です。条例では「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直す」ことを規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といったかつての固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ、女らしさ」を前提とした働き方や様々な活動、生き方までもが制限されるような性差に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）※や、長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣行に基づくジェンダー意識は、日常生活の中で依然として根強く残っています。

毎年実施している総合計画に係る市民意識調査によると「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は、２０１５（平成２７年には７５．７％でしたが、２０１９（令和元）年に８１．４％となり、８割を超えました。その後も８０％を超える高い水準で推移しており、２０２１（令和３）年には、８３．４％となっています（図１－１）。　第２次名張市男女共同参画基本計画では、２０２１（令和３）年の中間目標値を８１％としており、同年の目標値を達成しています。

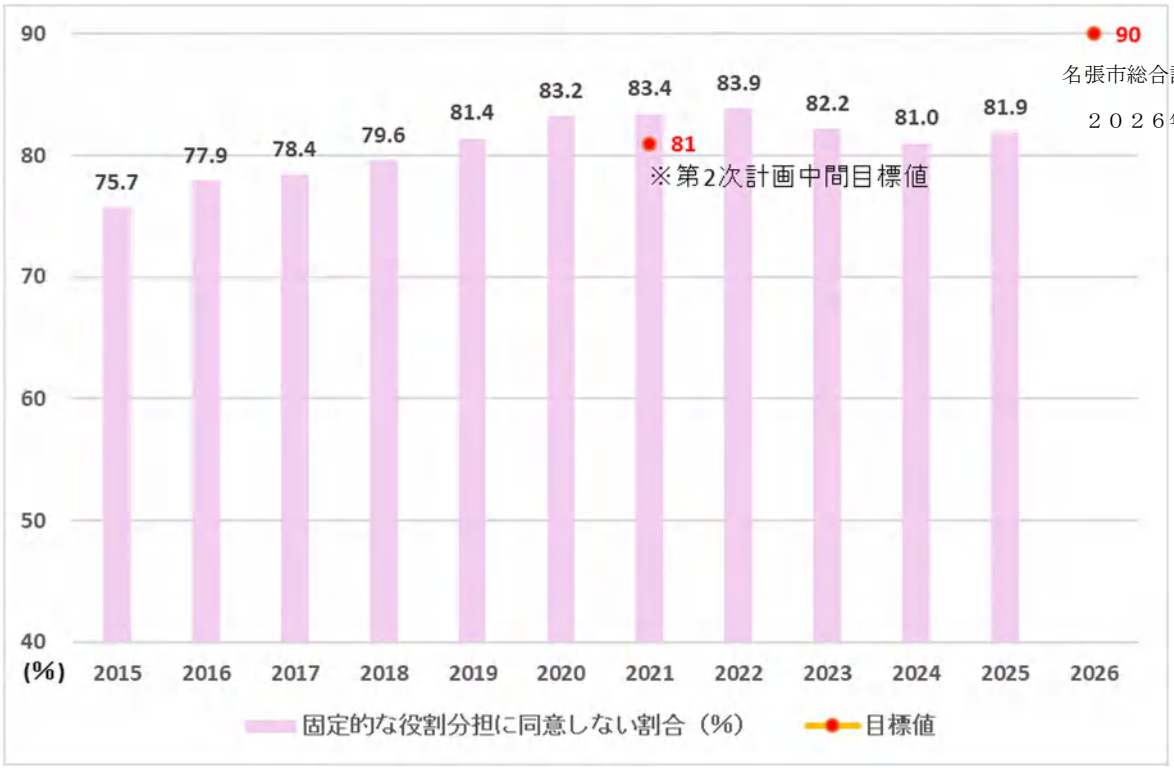
一方で、２０２４（令和６）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、家庭、職場、地域などにおける男女の地位について「平等である」と感じている市民の割合は、「学校教育の場で」が４７．１％であるのに対し、「社会通念や習慣、しきたりなどで」は１２．０％にとどまっています（図１－２）。また、「学校教育の場で」以外の項目については、２０２０（令和２）年と比較して「平等」と答えた人の割合が減少傾向にあります。男女の地位については「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというと男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が高くなっており（図１－３）、男女の地位の平等に対する意識には、なお課題が残されています。

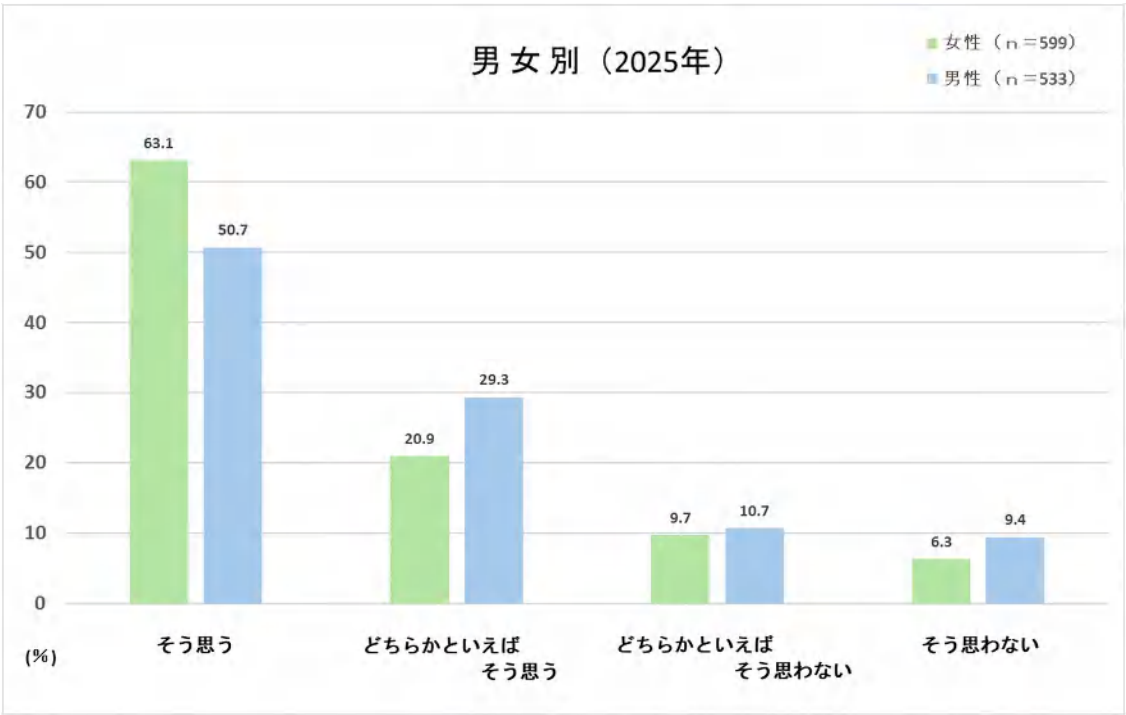
こうした状況を踏まえ、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスについて、市民一人ひとりが気づき、理解を深めるとともに、これまでの価値観や考え方を見直していくことが必要です。また、長時間労働の是正など働き方の見直しや、女性の様々な分野への参画・活躍を促進するとともに、男女が仕事と生活を両立しながら、共に暮らしやすい環境を整えることが重要です。

そのため、市民、事業者、地域、行政がそれぞれの役割を担い、家庭、学校、職場、地域など身近な場から、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを見直し、一人ひとりの意識を具体的な行動につなげていくことが重要です。第３次計画では、こうした取組を通じて、男女共同参画を「意識」から「実践」へとさらに進め、男女平等と男女共同参画の実現に向けた取組を推進していきます。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	81%	87%	88%	人権・男女共同参画推進室
男女共同参画講座などの学習機会の提供回数【延べ値】	156回	360回	510回	

図 1-1「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」市民の割合





資料：総合計画に係る市民意識調査（2016 年、2017 年、2018 年、2019 年、2020 年、2021 年、2022 年、2023 年、2024 年、2025 年、2026 年）

図 1-2　男女の地位について平等であると感じている市民の割合

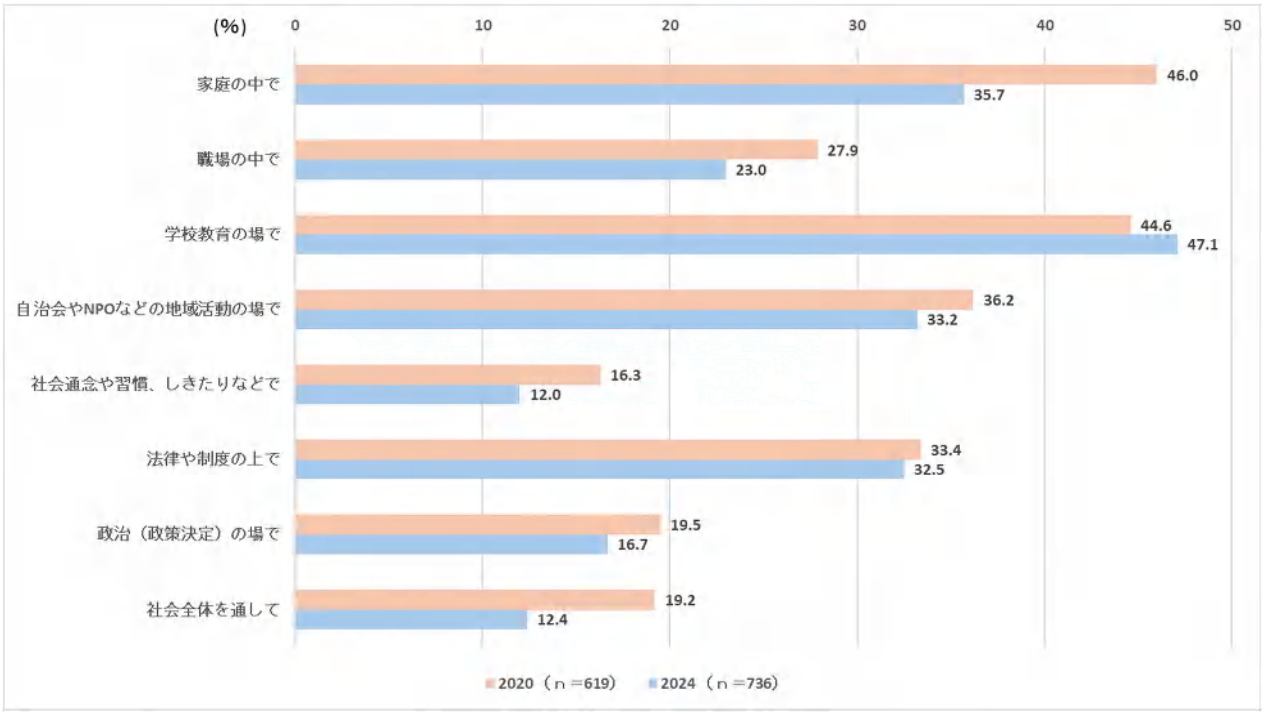
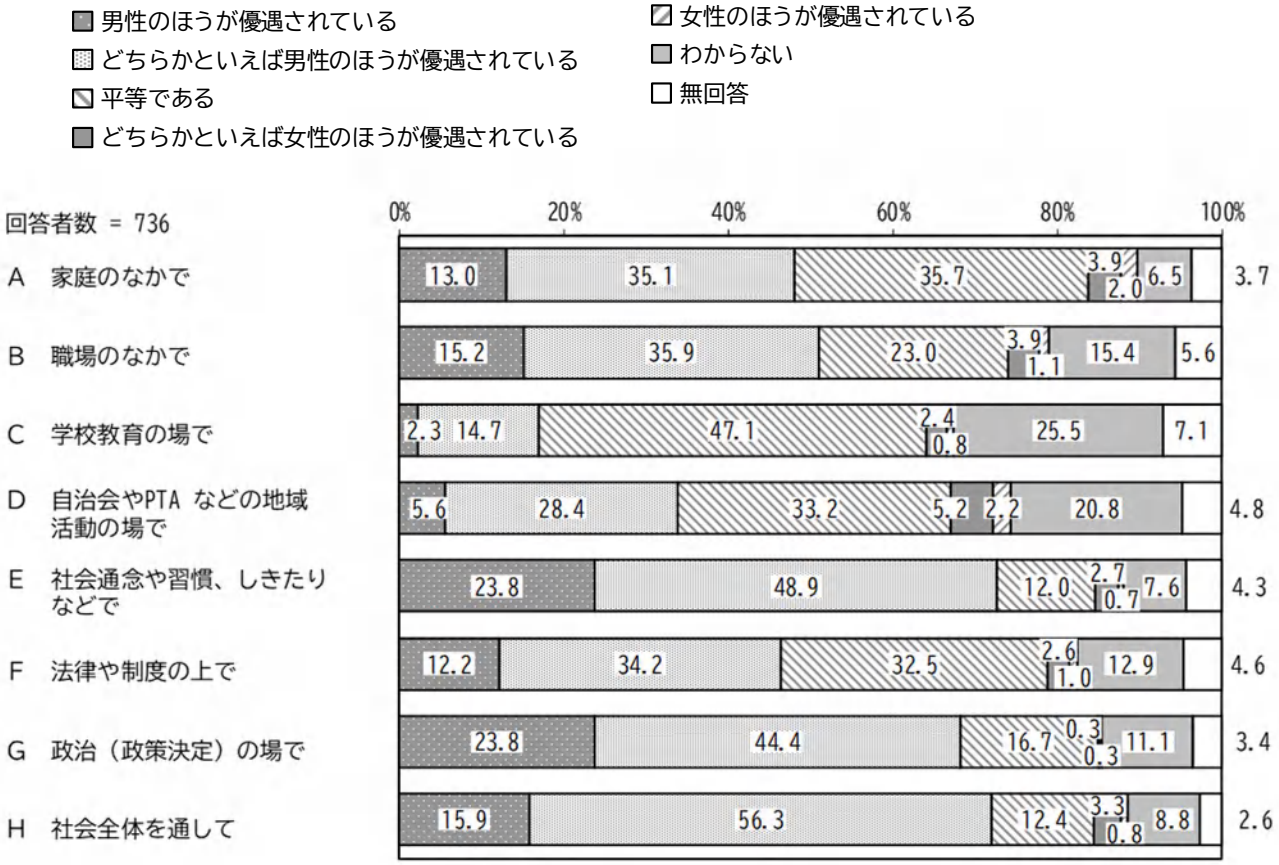


図 1-3　男女の地位について（2024 年）



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

施策の方向1　家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
1	市広報、ホームページなどのメディアを通じた市民への意識啓発	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板など、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
2	市民や市民活動団体などとの協働による意識啓発	市民や市民活動団体などと協働・連携して、男女共同参画に関するイベントの開催などの啓発を行います。	
3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月２２日の「男女共同参画について考える日」に合わせて、市公式LINEや、庁内インフォメーションパネル、庁内広告モニタなどを活用し啓発メッセージを発信します。	
4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集や「名張市男女共同参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行います。	
5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催などを通じて、市民や市民活動団体、地域への意識啓発を行います。	
6	任意団体などへの支援や連携による啓発	任意団体や地域づくり組織などへの支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	
7	市民活動団体などへの情報発信	男女共同参画意識の向上を図るため、市民活動支援センターで情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	協働のまちづくり推進室

施策の方向2　働く場における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	関係機関と連携して、女性活躍推進法や、男女の均等な雇用や待遇に関する法制度、ガイドラインの周知など、事業所への啓発を進めます。	商工経済室

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の確立

重点課題②　あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調

現状と課題

個人の価値観やライフスタイルが多様化した現代において、市民一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に発揮するためには、家庭や学校、地域などにおける教育や学習の果たす役割が大変重要です。

しかし、図２－１に見られるように、関連する法令や制度についての認識は、今なお十分ではありません。各地域での男女共同参画のための教育や学習を進めることにより、市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、次代を担う子どもたちが健やかに、そして、個性と能力を十分発揮できるよう、また、子どもの最善の利益に配慮して育んでいくために、学校・幼稚園・保育所・認定こども園などで自己形成の基礎となる時期に男女共同参画に関する教育・保育を推進していくことが重要です。

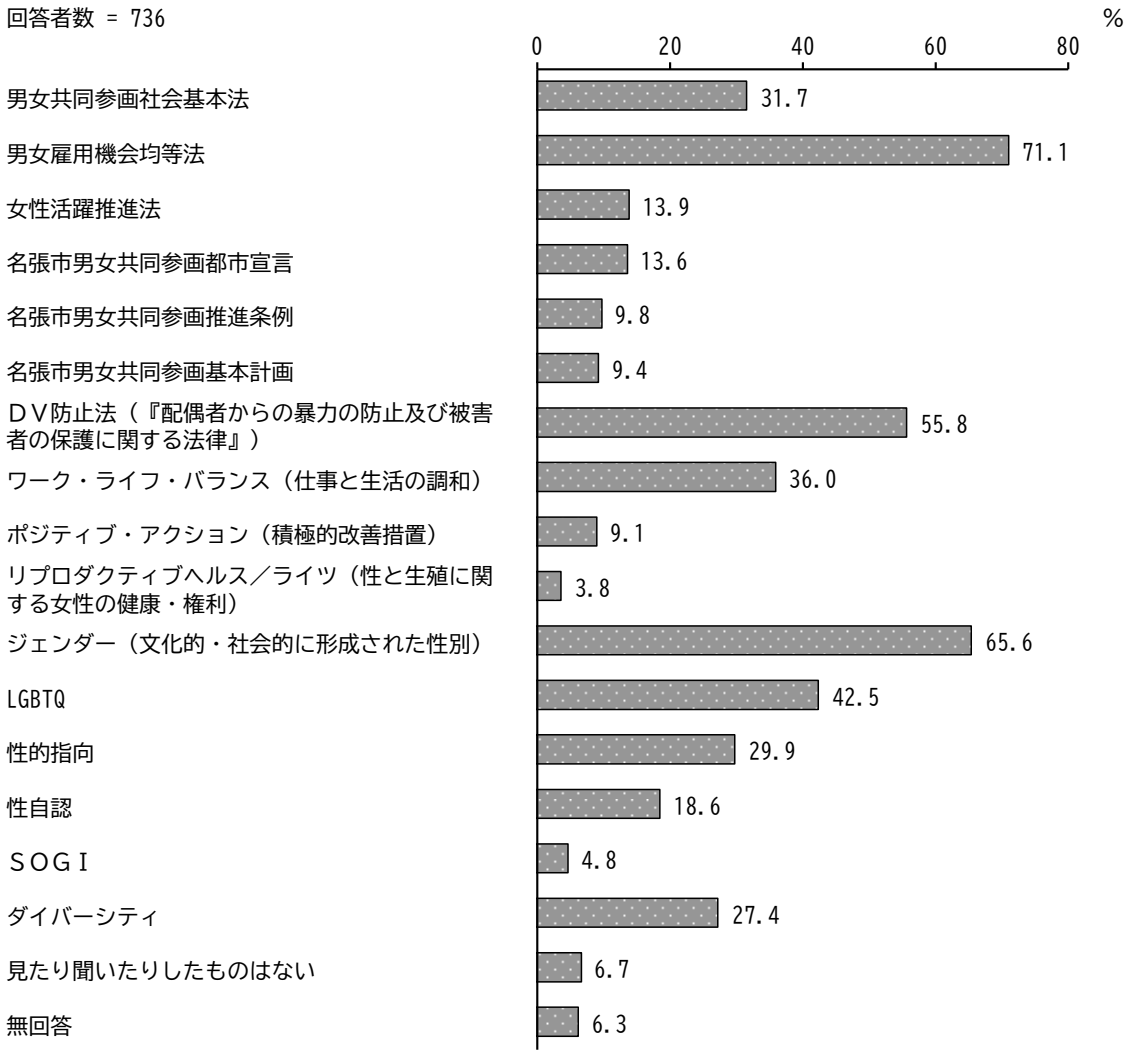
このことは、性別に捉われない自分らしい生き方を選択する力を身に付けるとともに、男女共同参画についての正しい考え方を身に付けた次代を担う市民を育成する上でも大切なことです。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における活動と密接に関係しており、国の男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つとして国際的協調を掲げていますが、ジェンダー・ギャップ指数（図２－２）（表２－１）に見られるように、世界の国々の状況と比較して、依然として低い水準にとどまっています。

市民一人ひとりが国際社会の一員としての意識を高め、社会で多様な個性や能力を十分発揮することができるよう、情報の収集や提供、外国人との交流、国際理解のための教育などを通じて、国際的協調に努めることが必要です。

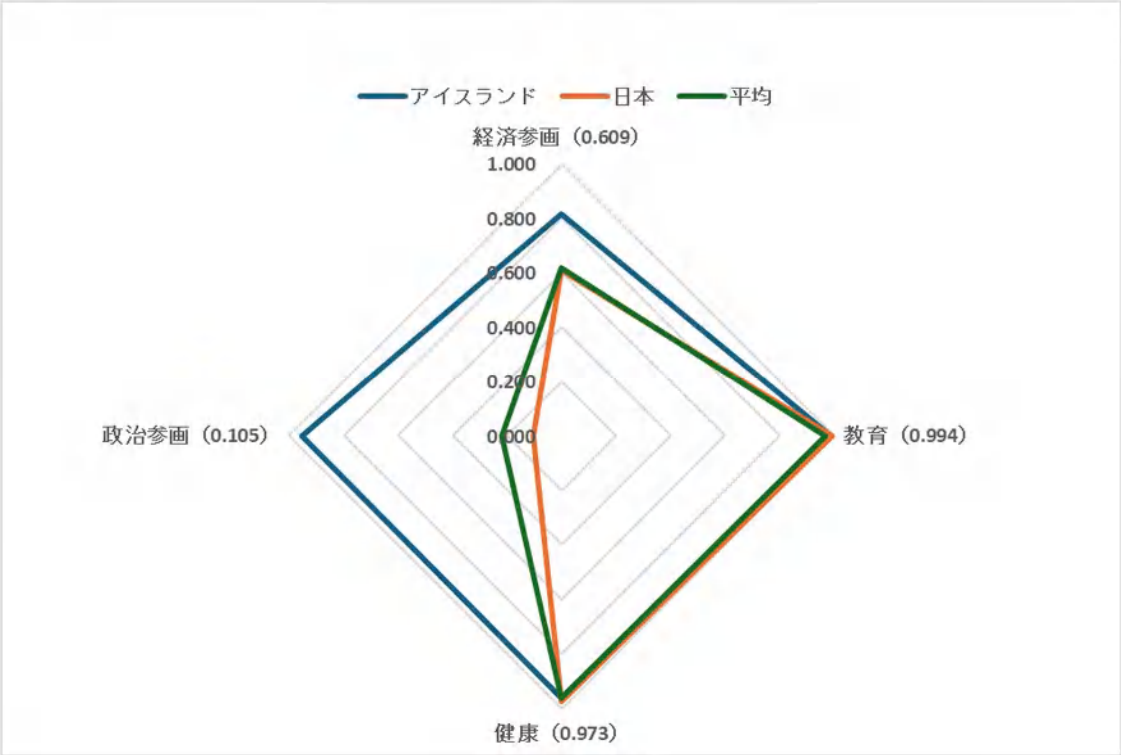
数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.6% 条例:9.8%	宣言:16.6% 条例:12.8%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室

図 2-1　男女共同参画に関する政策・法律などの認知度（あなたはいくつ知っていますか？）



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

図 2-2　日本のジェンダーギャップ指数 2026



資料：「世界経済フォーラム　グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2026」を基に作成

表 2-1　日本のジェンダーギャップ指数(2026)上位国及び主な国の順位

順　位	国　名	総合スコア
1	アイスランド	0.930
2	フィンランド	0.872
3	ノルウェー	0.857
4	ナミビア	0.845
5	★英国	0.842
9	★ドイツ	0.817
22	★フランス	0.779
24	★カナダ	0.777
47	★米国	0.749
83	★イタリア	0.708
96	中国	0.699
101	韓国	0.693
115	ブルキナファソ	0.676
116	トーゴ	0.675
117	★日本	0.670
118	セネガル	0.670
119	モルティブ	0.669

・資料「世界経済フォーラム　グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2026」を基に作成。

・スコアについては、1 が完全平等、0 が完全不平等を意味する
・日本の順位は 145 か国中 117 位
・「★」は G7 参加国

施策の方向3　子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
9	男女平等教育・保育の充実	家庭支援推進保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	保育幼稚園室
		人権教育担当者と道徳教育推進教師が連携して、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳科、特別活動などを活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	学校教育室
10	キャリア教育の推進	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとらわれず、個に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	学校教育室
11	進路指導での働きかけ	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	
12	教育・保育関係者への研修の実施	各園の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	保育幼稚園室
		男女共同参画・男女平等についての校内研修を実施します。	学校教育室

施策の方向4　家庭・地域社会における教育、学習の推進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
13	地域での研修の実施	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	協働のまちづくり推進室
14	地域活動への参画の推進	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	文化生涯学習室
15	保護者への啓発活動	懇談会や保育参加、研修会の開催など、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	保育幼稚園室
		研修会や学級懇談会、ＰＴＡ活動などを通して、保護者への啓発を進めます。	学校教育室

施策の方向5　国際的協調の推進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
16	国際的協調に関する情報の提供	国際的協調に関する情報を収集して、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	人権・男女共同参画推進室
17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違うことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	保育幼稚園室
18	国際理解教育の推進	ＡＬＴ（外国語指導助手）を派遣し、外国語活動・外国語の授業充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育室

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題③　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程の場面においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿であり、男女共同参画社会実現の前提となるものです。

２０１５（平成２７）年９月に、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を含む「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が国連サミットにおいて採択されました。この「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」は１７の大きな目標とそれらを達成するための具体的な１６９の指標で構成されています。１７の目標の中には「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」といった男女共同参画に関連する目標も掲げられています。日本はジェンダー・ギャップ指数でみると、２０２６年時点で日本は１４５か国中１１７位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことが課題として挙げられています（図２－２）（表２－１）。

国は、政治分野における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すため、２０１８（平成３０）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行しました。本市でも、条例にポジティブ･アクション（積極的改善措置）※を定め、すべての審議会の委員を総計して男女どちらか一方の委員の割合が４０％未満にならないことを目標に掲げ、達成に努めていますが、２０２４（令和６）年４月現在で２６．７％であり、政策や方針を決定する過程への女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。

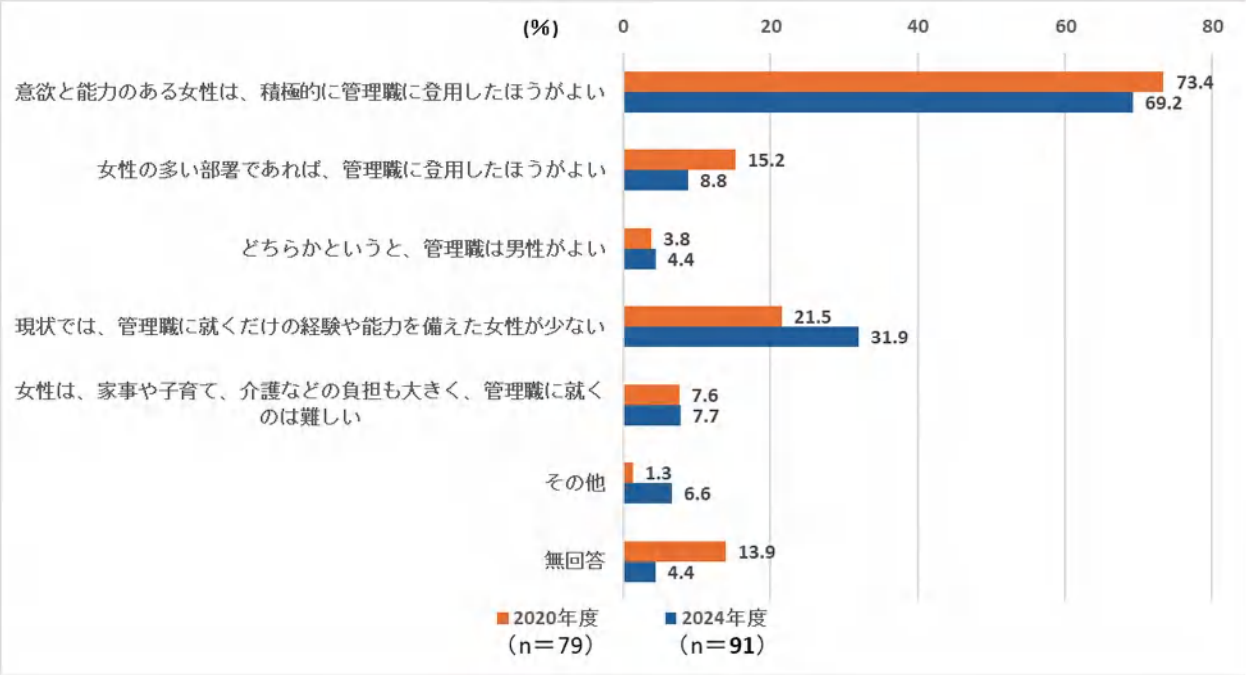
また、２０２４（令和６）年１１月に実施した男女共同参画に関する事業所調査では、管理職への女性の登用について、約８割の事業所が登用に肯定的ですが（図３－１）、実際には、管理職に就くべき人材の育成が課題となっています（図３－２）。

女性活躍推進法に基づき、市は、事業主として行政分野での政策や方針を決定する過程への女性の参画を推進する必要があります。また、民間事業者に向けて女性の管理職などへの参画の働きかけや、人材育成のための取組を支援する必要があります。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
「女性活躍推進法」の認知度	13.9%	18.3%	40%	人権・男女共同参画推進室
市における女性の管理職の割合	全体:34.7% 一般:32.2%	35%	35%	人事研修室
市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	※9%	40%	40%	
審議会などの女性委員の割合	26.7%	30%	40%	行政・デジタル改革推進室
女性委員のいない審議会等数	18	10	0	
小中学校における女性校長の割合	26.3%	30%	40%	学校教育室
小中学校における女性教頭の割合	42.1%	45%	50%	
「ポジティブ・アクション」の認知度	9.1%	9.2%	30%	人権・男女共同参画推進室

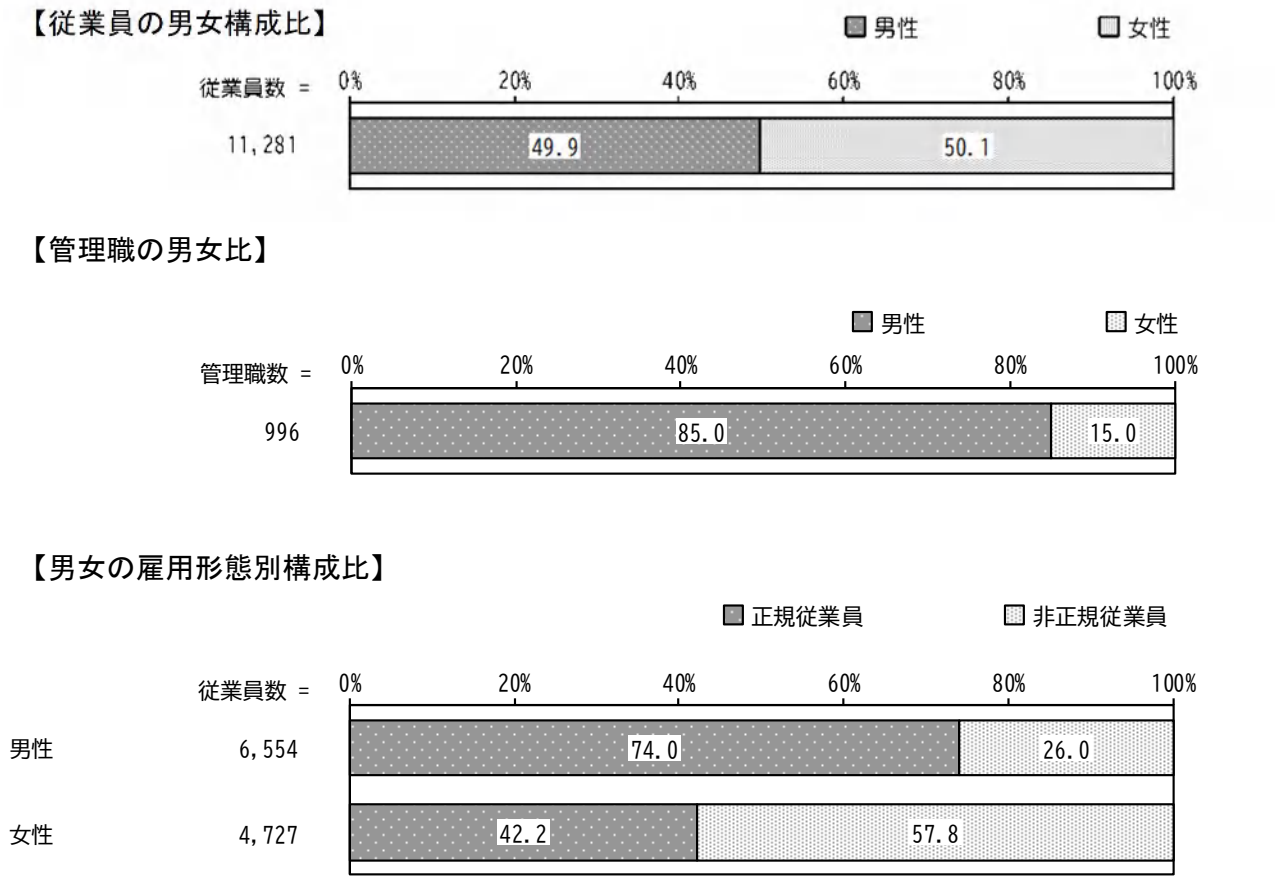
※「市における管理職になりたいと考える女性職員の割合」の計画策定時の数値は、2025（令和７）年度のものです。

図 3-1　女性の管理職への登用の考え方について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所アンケート調査（2024 年 11 月実施）

図 3-2　市内事業所の雇用状況と管理職数について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所調査（2024 年 11 月実施）

施策の方向6　行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
19	女性職員の活躍推進（推進計画関係）※	女性の視点による新たな発想や価値観を施策などに反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人ひとりの適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	人事研修室
20	人材の適正配置	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとらわれない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	

※本市が策定した名張市特定事業主行動計画に基づき市職員を対象に取り組む施策です。

施策の方向7　審議会などにおける積極的な女性の登用

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	指針に基づき、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	行政・デジタル改革推進室

施策の方向8　事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
22	地域への啓発・支援	男女共同参画に関する講座や出前トークの活用について周知を行い、地域での意識啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組を進めるよう働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
23	事業所へのポジティブ・アクションの働きかけ	管理職への女性登用など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の有効性の周知を行います。	商工経済室

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題④　地域における男女共同参画の推進

現状と課題

地域社会における人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など、家族形態が変化している中で、私たちの暮らしの基盤である地域コミュニティにおいて、男女が共に構成員として個性や能力を認め合い、対等な立場で互いに協力することにより、誰もが活躍でき、自分らしく居場所を感じられる持続可能な地域社会を形成していくことが求められています。

本市では、各地域づくり組織※と行政が対等な関係のもと、それぞれの活動を尊重し互いに協働・連携して市民主体のまちづくりを進めています。市民が地域づくり組織の活動に積極的に参画する一方で、地域づくり組織会長の女性の割合は、２０２６（令和８）年４月時点において、１３．６％と低い数値にとどまっており、女性の地域活動や意思決定の場への参画には、なお課題が残されています。

２０２４（令和６）年１１月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、地域づくり組織や自治会長、ＰＴＡ会長などの役職に、女性本人または身近な女性が推薦された場合、「引き受ける・引き受けることをすすめる」と答えた人は３６．８％にとどまり、「断る・断ることをすすめる」と答えた人は５３．１％と、半数を超えています（図４－１）。

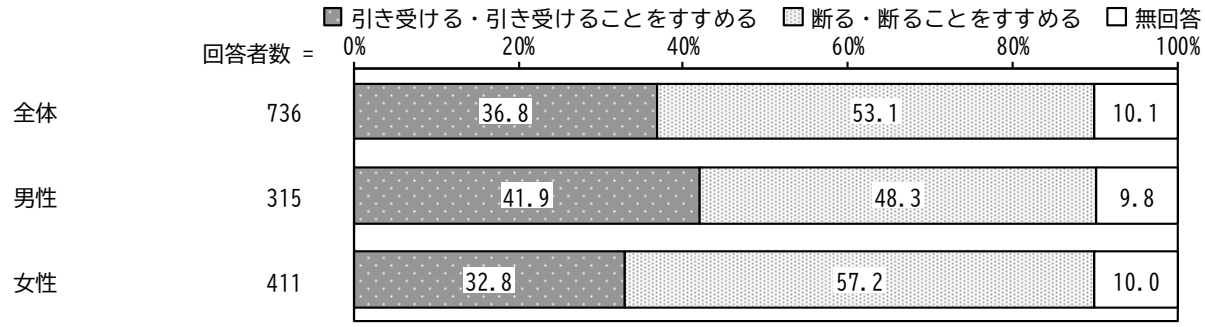
女性が役職を断る理由として、「家事・育児・介護に支障が出る」が３０．２％と最も多く、男性が断ることを進める理由としては「活動時間が長くなり帰りが遅くなる」が２７．６％と最も多くなっています。「家事・育児・介護に支障が出る」は男性でも２６．３％と高く、「家族の支援が得られない」は女性１１．５％、男性５．９％となっています（図４－２）。これらの結果から、女性の家庭における負担が、地域の役職への参画を妨げる要因となっていることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、年齢や性別にかかわらず、多様な市民が地域活動に参画できる環境を整えるとともに、女性が地域の方針決定の場に参画し、リーダーとして能力を発揮できる仕組みづくりを進めることが重要です。また、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識やこれまでの地域活動の在り方を見直し、男女が対等な立場で地域活動を担う意識を育てていくことも必要です。

そのため、地域づくり組織が中心となって、男女共同参画に関する啓発や人材育成などの取組を進めるとともに、行政においても、講演会や研修会への講師派遣などを通じて地域の取組を支援し、女性をはじめ多様な人材が地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められます。

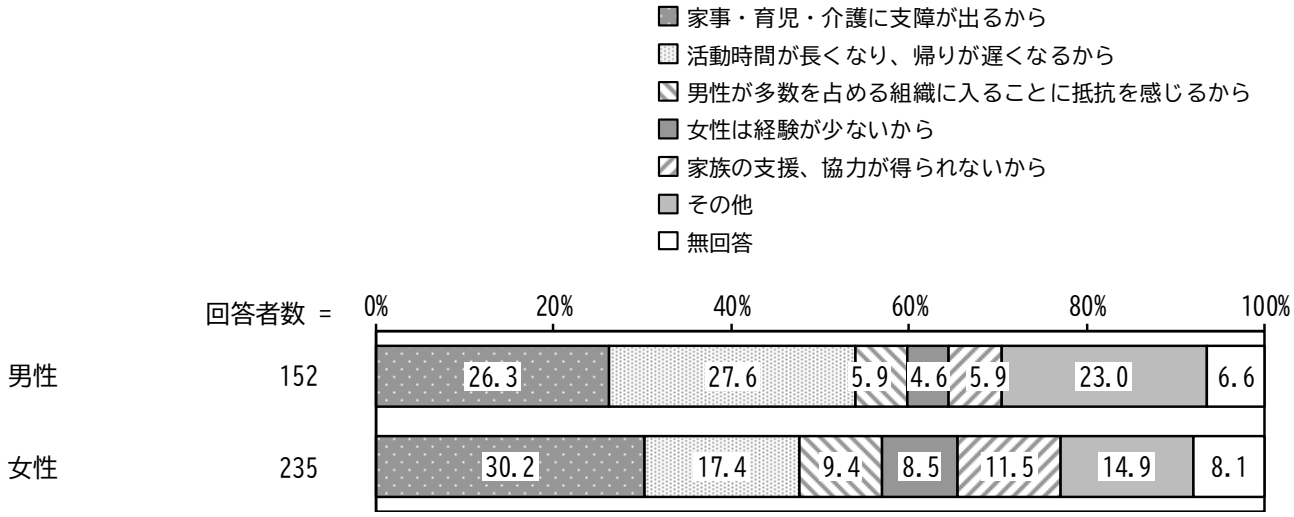
数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
地域における男女共同参画に関する講座などの開催数	15回	16回	17回	人権・男女共同参画推進室

図 4-1　地域づくり組織、自治会長やPTA会長などの役職に推薦された場合
（女性…本人、男性…妻など身近な女性）



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

図 4-2　推薦された場合「断る・断ることを薦める」理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

施策の方向9　地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
24	女性の参画拡大に向けた地域活動団体への働きかけ	「名張ゆめづくり協働塾」の開催などを通じて、男女を問わず、多くの人が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	協働のまちづくり推進室

施策の方向10　地域における男女共同参画推進のための講座などの実施

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
25	講座や学習機会の提供	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会などの学習機会を提供します。	人権・男女共同参画推進室
26	地域での研修会の実施	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人が地域の活動などに参加できるよう人材育成を行います。性別や世代の垣根を越え、誰もが主体的に参画できるスキルと意識を育みます。	協働のまちづくり推進室

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題⑤　働き方・働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

働くことは、生活の経済的な基盤であり、人が自立して生きていくための重要な要素です。少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、社会経済状況の変化が見られる中で、女性が個性と能力を十分に発揮し、責任ある仕事をすることで、働く場に多様な価値観をもたらします。そのことは、活力ある社会の構築につながります。また、長時間労働の是正など男性も含めた働き方の見直しを図り、男女が共に働きやすい環境を整えることで、働きたい人が性別や年齢に関わりなく、その能力を十分に発揮できるダイバーシティ※の推進につながります。

しかし、女性の労働力率※が子育て期に当たる３０歳代で低下する「M字カーブ」はどの地域でもほぼ解消されているものの、正規雇用比率は、２０代後半をピークに年代が上がるとともに低下する「L字カーブ」を描いており、この時期に働き方を変えたり、キャリアを中断・断念したりする状況が残っていることがうかがえます（図５－１）。

一方で、長時間勤務や転勤が多い正規雇用が男性に偏ることは、子育て・家事・介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを妨げていると同時に、地域コミュニティへの参加や健康保持など、男性が仕事と生活の調和を実現する上での阻害要因になると懸念されます。男女が共に働きやすい職場づくりを推進するためには、女性活躍推進法に基づく女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入をはじめとした男女間の性別による格差解消に向けた取組などを積極的に働きかける必要があります（参考①）。

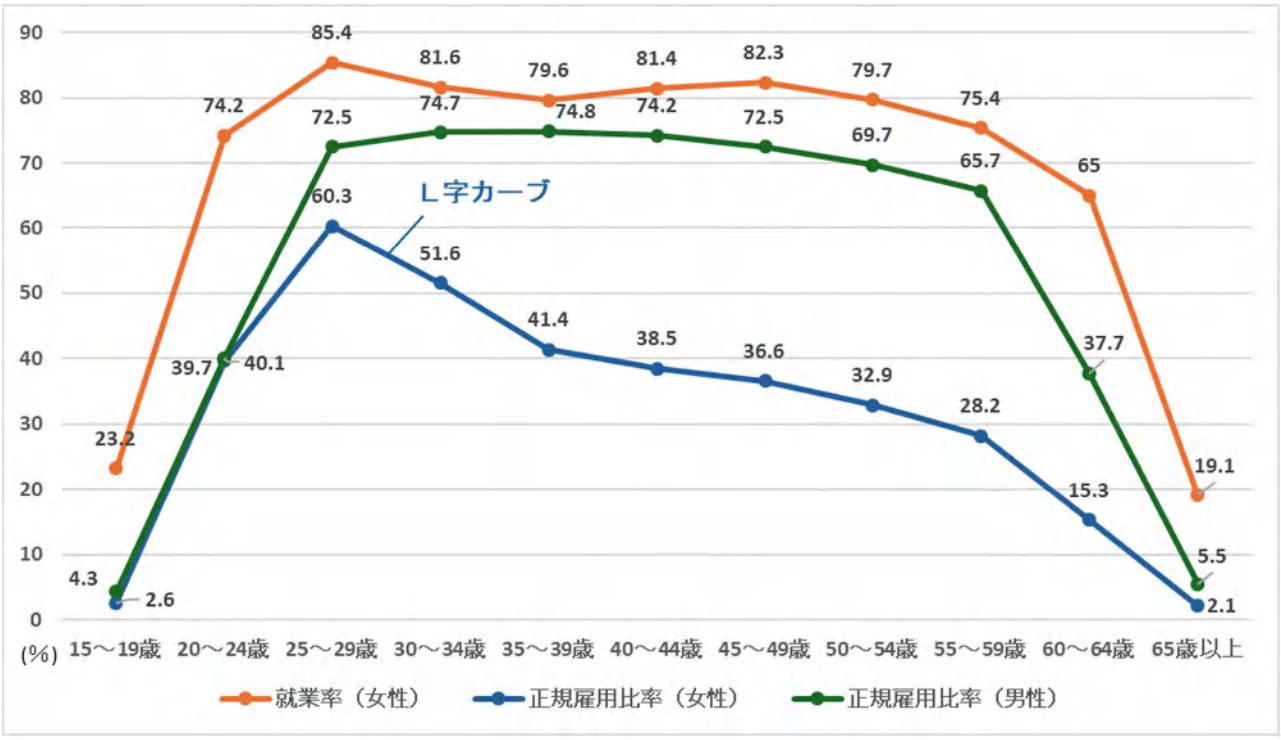
加えて、事業所の規模や職種によって取組を進めていくには難しさがあることは確かですが、非正規雇用の処遇改善や、育児・介護休業法の改正による男性の出生時育児休業の取得促進など、事業所にとってのメリットがあることを含め働き掛けていくことが重要です（参考②）。

なお、リモートワークやフレックスタイム制などの多様な働き方の導入とともに、同一労働、同一賃金などによる持続可能な労働環境の整備を進めることが、ワーク・ライフ・バランスの実現の可能性をもたらしています。

また、雇用分野だけでなく農林業や商業など自営業においても、女性は仕事と家事・子育て・介護なども担っている場合が多く見られ、経営や意思を決定する過程への参画も十分ではありません。こうしたことから、女性の経営などへの参画促進やエンパワーメントのための支援を行うとともに、就労・能力開発のための支援や再就職支援、創業支援、若者への就労支援などの取組が必要です。

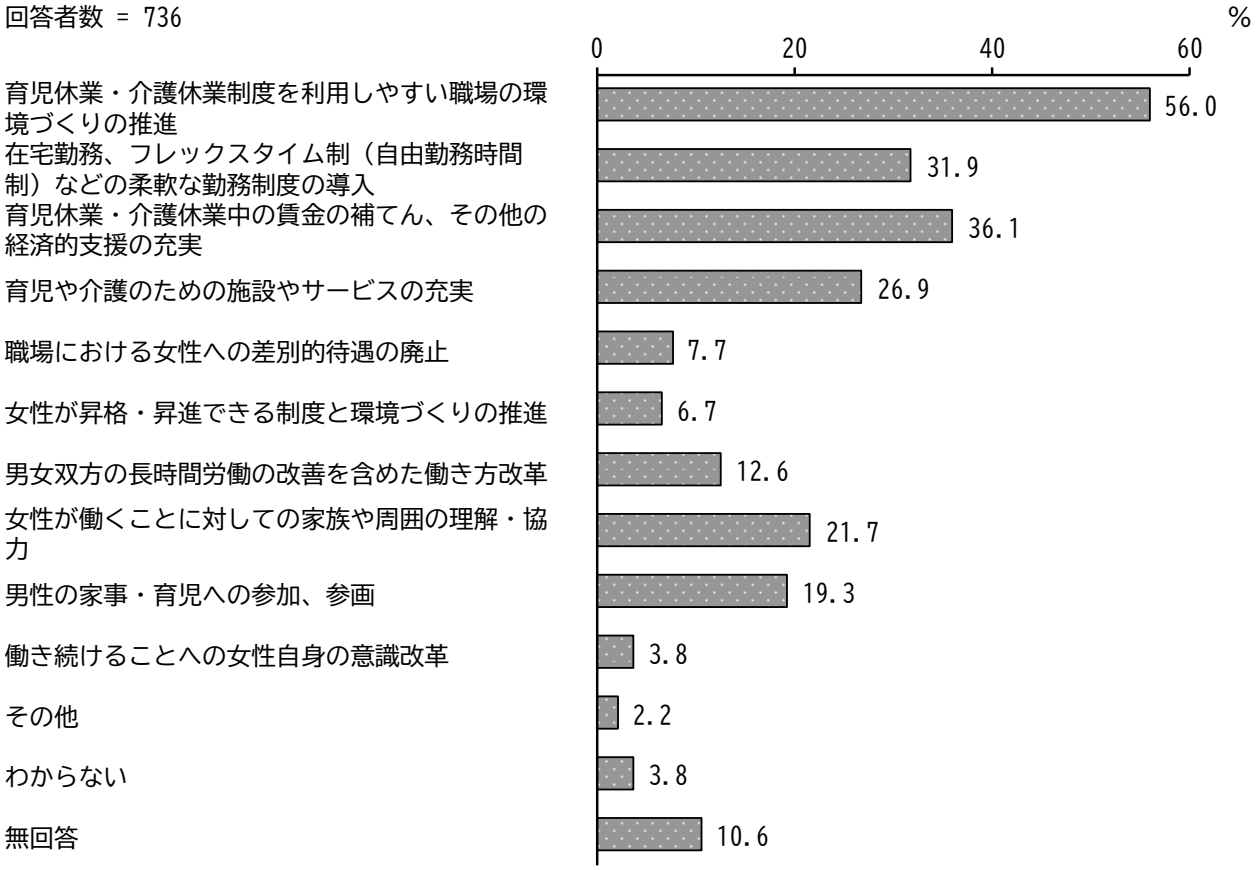
数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	40.2%	42%	44%	商工経済室
農業委員定数に占める女性農業委員の割合	21.4%	35.7%	43%	農業委員会事務局
認定農業者における女性農業者数	2人	2人	4人	農林資源室

図 5-1　女性の年齢階級別正規雇用比率（2024 年）



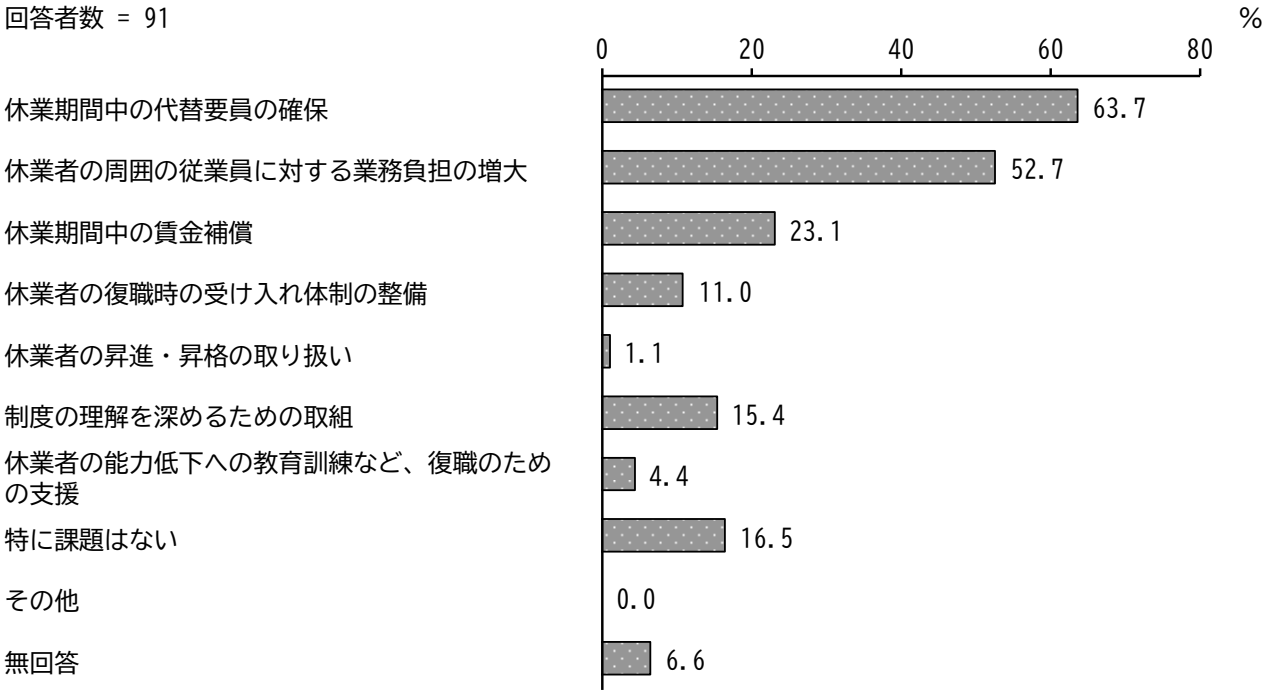
資料：内閣府男女共同参画局　男女共同参画白書令和 7 年版

【参考①】 女性が出産、子育て、介護などの理由で仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

【参考②】 事業所での育児や介護との両立支援について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所調査（2024 年 11 月実施）

施策の方向11　雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
27	企業訪問などによる各種制度の周知・啓発	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トークなどにより、男女雇用機会均等法や育児休業法などの周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
28	事業所アンケート調査の実施	事業所へのアンケート調査を定期的に実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	
29	事業所・市民への情報提供	事業所・市民への女性活躍推進法など労働に関する法律制度の情報提供や、国・県が開催するセミナーの周知を行います。	商工経済室
30	労働相談窓口の周知	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	
31	就業条件向上の啓発	パートタイマー・派遣労働者など、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	

施策の方向12　農林業、商業などの自営業者への支援

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
32	女性農業委員の複数確保	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	農業委員会
33	農林業・商工業などの自営業者への意識啓発・支援	農林業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取り組みます。	農林資源室
		商工業など自営業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取り組みます。	商工経済室
34	女性リーダーの育成支援	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催の周知を行います。	商工経済室

施策の方向13　女性の就労・能力開発のための支援

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
35	創業のための支援	女性の創業成功事例を紹介するなど、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援の周知を行います。	商工経済室
36	就業相談・就労支援	ハローワーク、県などが実施している女性のための就職相談の周知を行います。	
37	再就職への支援	再就職への支援のための講座・セミナーの周知を行うとともに、技術取得や能力開発支援の周知を行います。	



基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題⑥　防災における男女共同参画の推進

現状と課題

災害への対策には、平常時からの防災対策が必要不可欠ですが、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、より計画的で実効性のある防災・災害時対策を講じていくことが求められています。

令和６年能登半島地震では、避難者数が最大５万人以上、避難所数が最大１，５００以上に及ぶなど、避難生活が大規模かつ長期化し得る状況となりました。加えて、道路寸断による孤立や断水などのライフライン途絶が広範囲で生じ、避難所運営や生活支援において、トイレ・手洗いなどの衛生確保、健康維持、プライバシー確保を含む「避難生活における生活環境の確保」が重要な課題です。こうした避難所運営・被災者支援においては、固定的な性別役割分担意識などにより生活支援業務（炊き出し・清掃・物資配布など）の負担が特定の性別に偏重・固定化しないよう留意するとともに、意思決定過程に女性を含む多様な参画を確保することが不可欠であるため、国においても、２０２０（令和２）年５月に策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や活用の推進が図られています。

本市では、災害時などに備え、地域づくり組織や基礎的コミュニティ（区、自治会）、民生委員・児童委員などが中心となり、日頃から高齢者や障害者など特に支援が必要とされる人が、地域のどこにどのように暮らしているのかを把握しています。その上で、その人たちを支援する関係づくりが重要となるため、支援が必要とされる人とその近隣の支援者を結ぶ「地域あんしんねっと」の取組がすべての地域で進められています。今後においても、国の指針に沿って、消防団員や防災会議における女性の登用、政策や方針を決定する過程への参画など、防災における女性の参画拡大と災害時に支援が必要とされる人への対応に取り組むことが必要です。

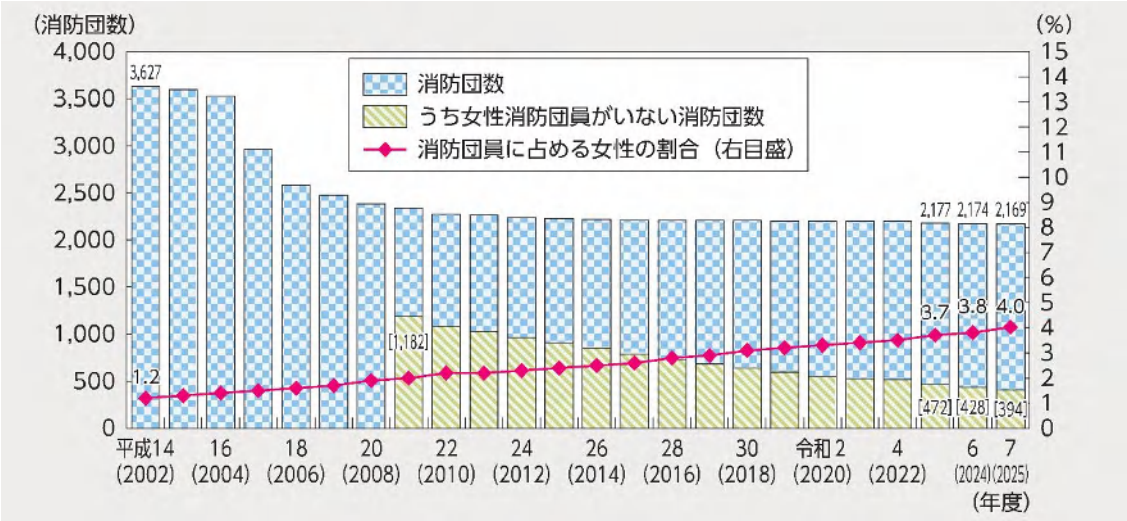
また、災害時の避難所運営や被災者支援についても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立って、これまで以上に行政をはじめ、市民、地域づくり組織などが連携して取り組むべき効果的かつ実効性の高い対策を平常時から講じておくことが必要です。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
防災訓練を実施した地区数【延べ値】	3,306	4,221	5,136	危機管理室
防災講習会の年間開催回数	18回	15回	15回	
名張市消防団における女性団員数の割合	5.8%	9%	10%	消防総務室

【参考③】防災における女性の参画状況（2026 年 4 月現在）

	総数	女性の人数	女性の割合
名張市防災会議委員	45人	7人	15.5%
名張市消防団員	363人	30人	8.2%

【参考④】 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



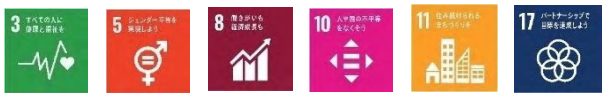
資料：内閣府男女共同参画局　男女共同参画白書令和 8 年版

施策の方向14　防災における女性の参画拡大

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
38	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	危機管理室
39	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	危機管理室 消防総務室

施策の方向15　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
40	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制などの確立	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会などを通じて市民に啓発します。	危機管理室
41	地域防災活動への女性の参画促進	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	危機管理室 消防総務室



基本目標Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑦　ワーク･ライフ･バランスの推進

現状と課題

生活の基本的な場である家庭において、一人ひとりが大切にしたい時間を確保し、健やかに暮らすためには、性別や年齢を問わず、家族や社会が仕事や家事、子育てなどの責任を分かち合う環境が必要不可欠です。

毎年実施している総合計画に係る市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は増加しつつありますが、日々の家庭生活においては、依然として、男性の家事・子育て・介護への参画が十に進んでいない状況にあります（図１－１）。

２０２４（令和６）年１１月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、家庭における役割分担について尋ねたところ、食事の支度や片づけ、掃除、洗濯などの日常的な家事の６割以上を妻が担っている（ほとんど妻がしている＋妻が中心だが夫も手伝う）現状が示されました（図７－１）。令和７年度版男女共同参画白書においても、家事関連時間は妻のほうが長い一方で、仕事関連時間は夫のほうが長く、「男は仕事、女は家事」という状況が常態化しているようです。

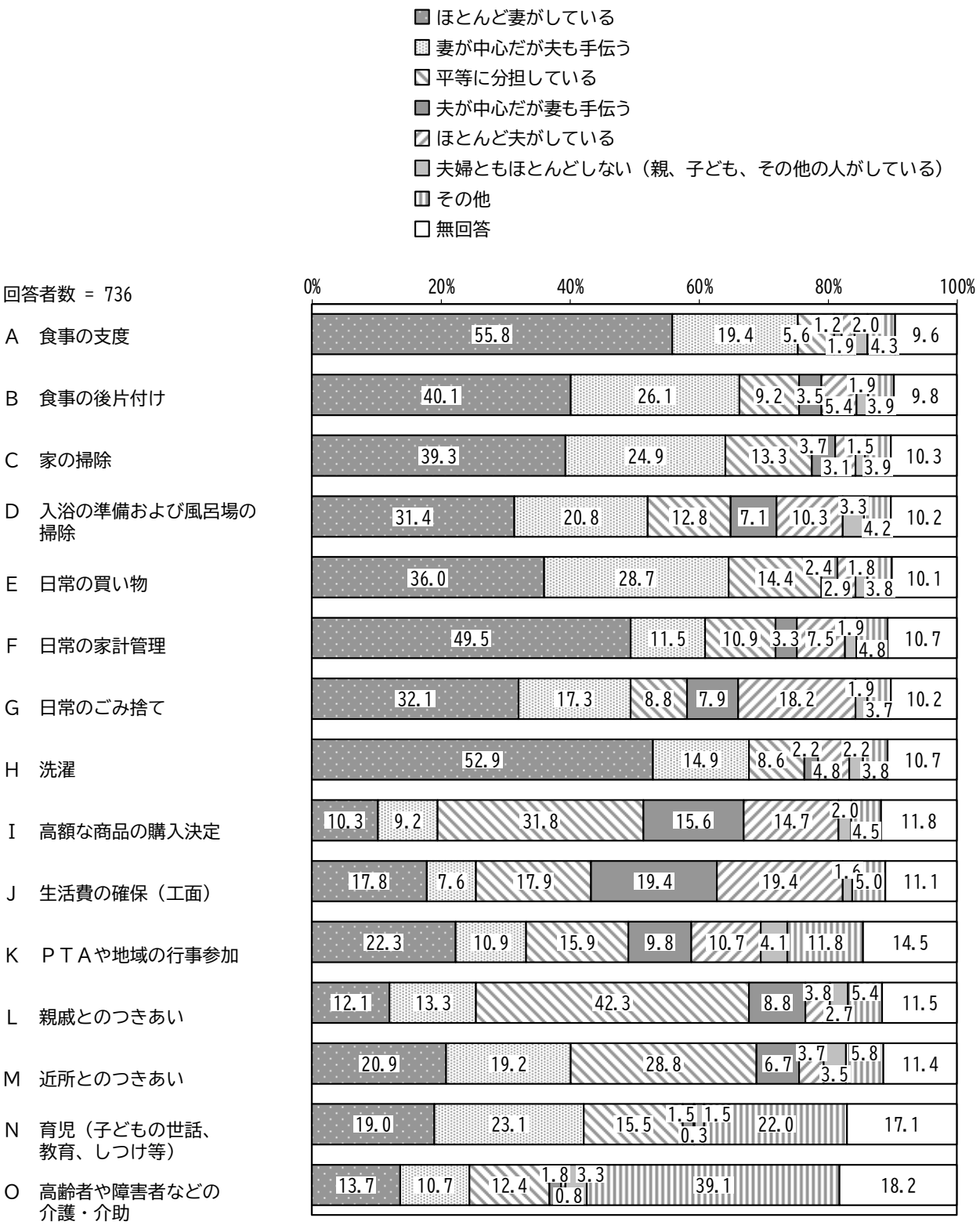
こうした固定的役割分担は、個人のキャリア形成や自己実現を阻むだけでなく、育児や介護と仕事の両立を困難にする要因となっています。

男女が共に協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事・子育て・介護などの家族負担を分かち合い、女性が社会参画し活躍できるような環境を整えるなど、支える家族にとっての男女共同参画を推進する取組が求められます。

そのためには、家庭での共同参画を進めるための取組とともに、事業所での長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直し、男性の育児休業取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めることが必要です（参考⑤、⑥）。その実現に向けては、行政が関係部署・機関との連携を図りながら、企業訪問などの機会を積極的に活用し、イクボスの推進やハラスメント防止、子育て支援に関する啓発を総合的に行いながら、企業と一体となって仕事と家庭の両立支援を推進する気運の醸成を図っていきます。

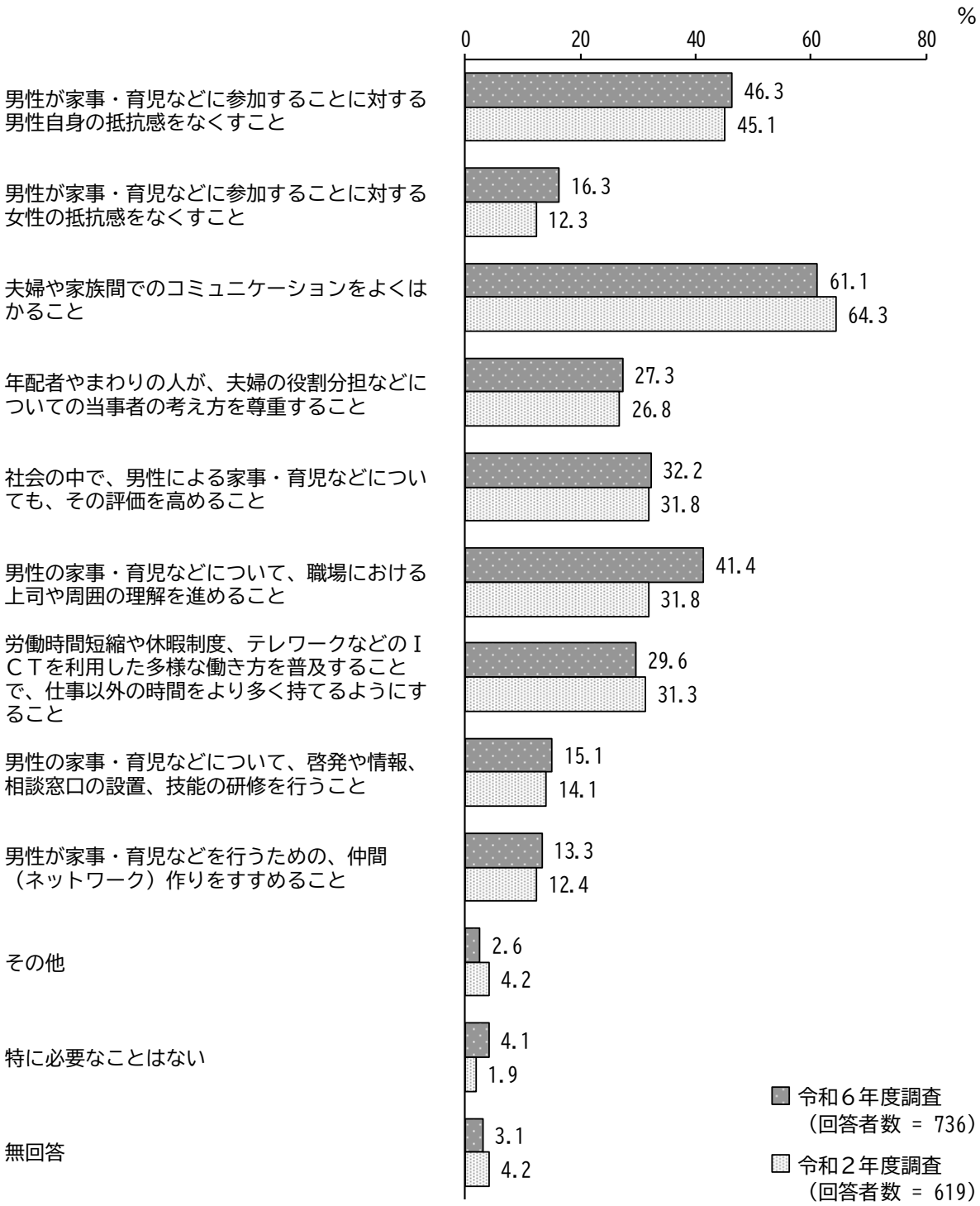
数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
市の男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率	41.4% 69.6%（行政職）	100%	100%	人事研修室
男性の育児休業取得率	19人 47.8%（行政職）	85% （２週間以上）	85% （２週間以上）	
市の職員１人当たりの年間時間外勤務時間数	180.6時間	140時間	140時間	
市の職員１人当たりの年次休暇の平均取得日数	12.6日（市長部局） 13.0日（全職員）	15日	１５日	
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	38.9%	40%	42%	商工経済室

図 7-1　家庭における家事分担の役割



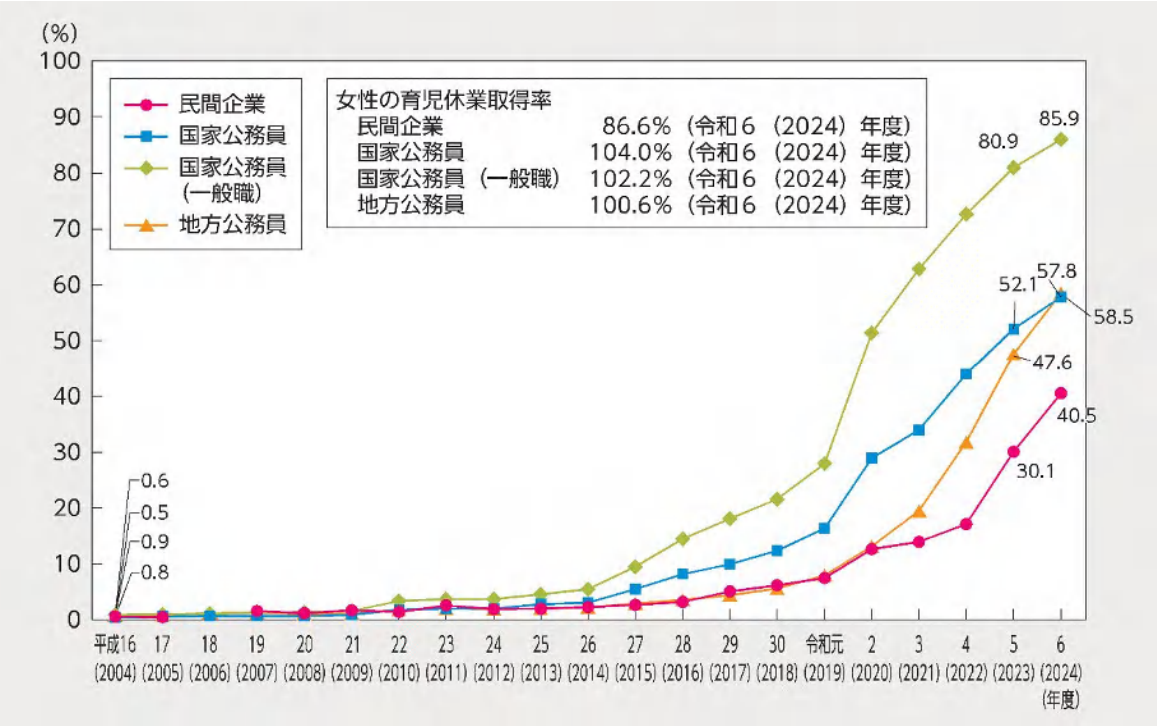
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

【参考⑤】男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

【参考⑥】男性の育児休業取得率の推移



資料：内閣府男女共同参画局　男女共同参画白書令和 8 年版

施策の方向16　男性の積極的な家事・育児・介護への参加

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
42	家事・子育てなどへの男性の参画促進	市民活動団体や関係機関と協働して、料理や家事・子育てなど、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる講座などを開催します。	人権・男女共同参画推進室
		父親のための子育て広場を開催し、子育ての話をしたり、親子で遊んだりできる父親たちの交流の場などを提供します。	保育幼稚園室
		妊娠期に父親のための出産・育児に関する健康教育の教室を開催し、父親の主体的な家事・育児参加を促します。	健康・子育て支援室
43	家事・子育て・介護に関する情報提供と相談支援体制の充実	支援が必要な高齢者や障害者などへの早期からの関わりや、適切な情報提供や支援など、重層的・包括的な相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター

施策の方向17　事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
44	事業所への啓発	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通じて、事業所などへワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
45	育児休業制度などを導入している事業者への優遇	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	契約検査室
46	「女性活躍推進法」等に基づく「名張市特定事業主行動計画」（推進計画関係）※	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	人事研修室
47	ワーク・ライフ・バランスの推進（推進計画関係）※	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、支援制度などの活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	
48	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しなどの啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外労働の是正やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	商工経済室
49	「みえの働き方改革推進企業」表彰・認証制度の周知	県の「みえの働き方改革推進企業」表彰・認証制度などの周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	
50	「事業主行動計画」策定の啓発	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	

※本市が策定した名張市特定事業主行動計画に基づき市職員を対象に取り組む施策です。

基本目標Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑧　男女がともに安心して子育てができる環境の整備

現状と課題

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりは、持続可能なまちづくりを進めていく上で重要な課題です。家庭、学校、地域社会が一体となり、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、人口減少社会の到来という現実にあって、持続可能なまちづくりを進めていく上でも重要な課題と言えます。本市では、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまでを行政、地域づくり組織、関係機関が連携して切れ目なく相談・支援する「名張版ネウボラ」※の取組を進め、「産み育てるにやさしいまち“なばり”」の実現を目指しています。

また、表８－１や図８－１に見られるように、児童数は減少していますが、共働き世帯の増加などから、保育所等利用児童数や、児童数全体に対しての放課後児童クラブ利用児童数が相対的に増加傾向にあるため、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、新たに地域型保育事業※や幼稚園・保育園の認定こども園化を推進するとともに、これまで進めてきた家庭で子育てをしている人への支援や放課後児童クラブ、病児・病後児保育※の充実など、総合的な子育て支援を進めています。

一方で、いじめ、虐待、ＤＶなど、子育て家庭が抱える問題は、複雑化・多様化しています。行政だけでなく、地域づくり組織などとの連携による未然防止・早期発見に努めるとともに、相談窓口の周知や相談機関のネットワークにより、総合的かつ専門的な対応ができる体制を整える必要があります。

これらの男女が共に安心して子育てができる環境を整備することは、次代を担う子どもたちの生活環境を豊かにしていくと同時に、子どもたちが自分らしく生きる力を育んでいくために欠くことのできないものです。

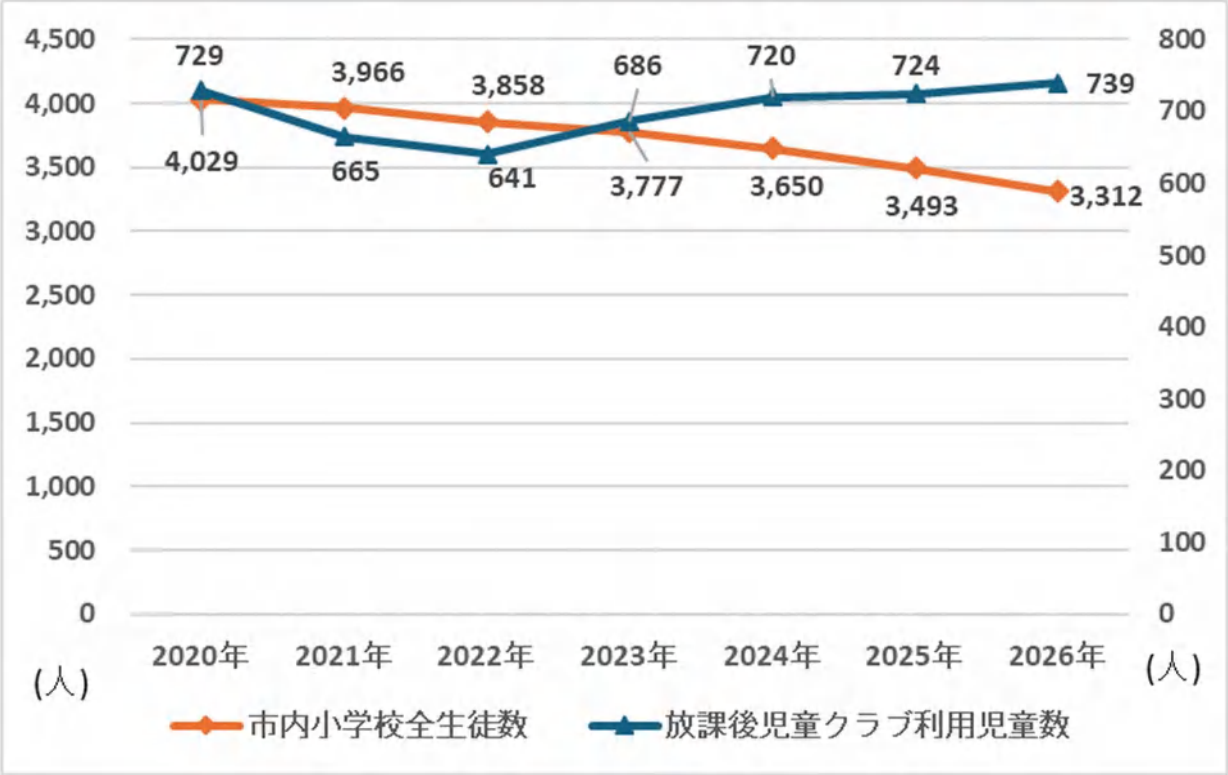
そのために、次世代育成支援対策推進法※に基づき、次代を担う子どもたちを育てる環境づくりを男女共同参画の視点で積極的に推進していくことが重要です。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
待機児童数	0人	0人	0人	保育幼稚園室
未就学児のための教育・保育施設をはじめ、こども支援センターかがやき、マイ保育ステーションなどの提供サービスに満足しているとした市民の割合	55.6%	64%	70%	
妊娠期の支援や産後ケアなどの妊産婦、乳幼児への支援に満足している市民の割合	36.7%	67.2%	67.2%	健康・子育て支援室

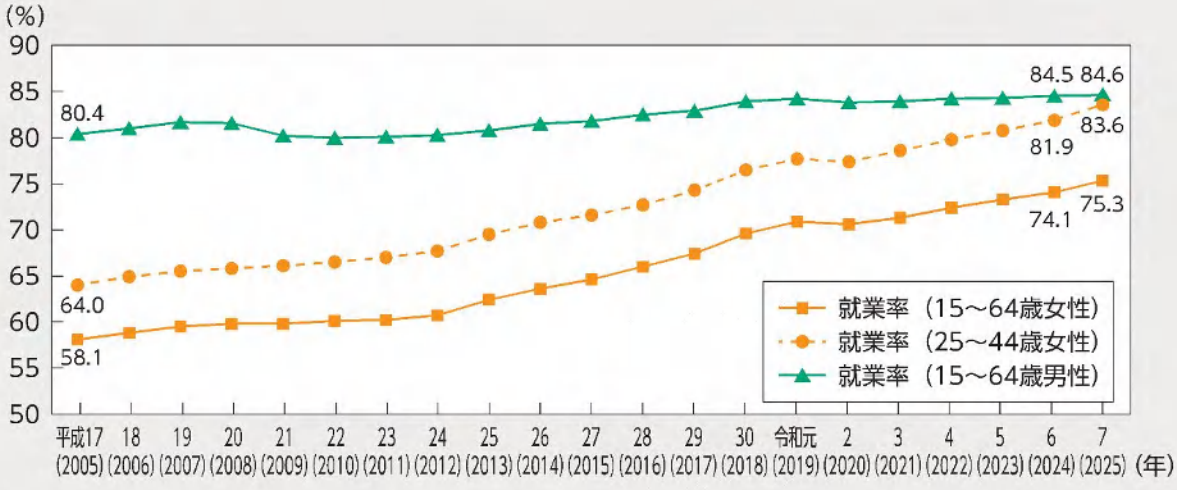
表 8-1　保育所・幼稚園等の利用定員及び在籍児童数の推移（各年の 4 月 1 日現在）

区分	各年度4月1日現在	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
保育所	利用定員	1,165	1,165	1,165	1,095	1,095	845	595	555
	在籍児童	1,044	1,026	964	981	957	736	446	421
地域型保育	利用定員	167	167	167	148	138	138	121	109
	在籍児童	115	120	111	105	109	96	84	85
認定こども園	利用定員	930	870	870	870	814	1,048	1,259	1,259
	在籍児童	791	789	825	817	753	908	1,119	1,074
	在籍児童合計	1,950	1,935	1,900	1,903	1,819	1,740	1,649	1,580
幼稚園	利用定員	845	845	845	285	285	225	210	180
	在籍児童	446	415	355	272	272	219	203	169
児童数	就学前児童	3,477	3,296	3,124	3,008	2,767	2,581	2,169	2,266
	待機児童	11	0	0	0	0	0	0	0

図 8-1　放課後児童クラブ利用児童数と市内小学校全児童数の推移



【参考⑦】女性の就業率の推移



（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和４（2022）年１月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和２（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当図では、令和３（2021）年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。
２．平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

資料：内閣府男女共同参画局　男女共同参画白書令和 8 年版

施策の方向18　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
51	「名張版ネウボラ」の推進	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができるよう、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体と連携して、子育て支援を行います。また、地域で安心して子どもを産み育てることができるように、産前産後を通じた支援の充実に努めます。	健康・子育て支援室
52	相談体制の充実（子ども相談、家庭児童相談、女性相談）	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のＤＶなどの相談に対し的確に対応するため、相談員の確保と資質の向上に努めます。	子ども家庭室
53	待機児童の解消	就職フェアなどを通じた保育士の確保策を講じるとともに、既存の施設や制度を活用し、待機児童の解消に取り組みます。	保育幼稚園室
54	多様な保育ニーズへの対応	保護者が働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては、一時預かりを実施します。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合は、病児・病後児保育を行います。	
55	発達支援の推進	家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業などを実施し、発達に課題のある子どもとその家族などへの支援を関係機関と連携して行います。	子ども発達支援センター
56	家庭教育講座の充実	家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型講座を、託児の環境を整えて実施します。	教育センター
57	子育て支援研修会の充実	育てにくさを感じる子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	
58	教育よろず相談の充実	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に関するさまざまな相談体制の充実を図ります。	
59	安心して出産できる環境の整備	地域で安心して出産できる環境を整えるため、伊賀地域の分娩取扱医療機関が継続して医療従事者を確保し、安定した運営を維持できるように支援を行います。	医療福祉総務室

施策の方向19　地域で子どもを育てる環境づくり

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
60	放課後児童クラブの充実	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	子ども家庭室
61	子育て広場の充実	地域の子育て広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。	保育幼稚園室
62	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	
63	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリー・サポート・センター事業を通じて子育てを支援します。	
64	子どもを守る取組	犯罪や事故などから子どもを守り、安心安全に過ごせるよう地域での仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組みます。	文化生涯学習室
65	子どもの居場所づくり	地域の子どもが安心して過ごせる活動拠点（居場所）の定着と、利用環境の整備、活用を推進します。	子ども家庭室
		休日や放課後の小中学生の活動拠点（居場所）づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して放課後子ども教室を実施します。	文化生涯学習室
66	ボランティア活動への参加	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、青少年の地域ボランティア活動への参加を促進します。	文化生涯学習室
67	地域での家庭教育講座の推進	子育てに対する保護者の不安や悩みに対応する相談体制の一環として、学校や地域に出向いて家庭教育講座を実施します。	教育センター



基本目標Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑨　高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

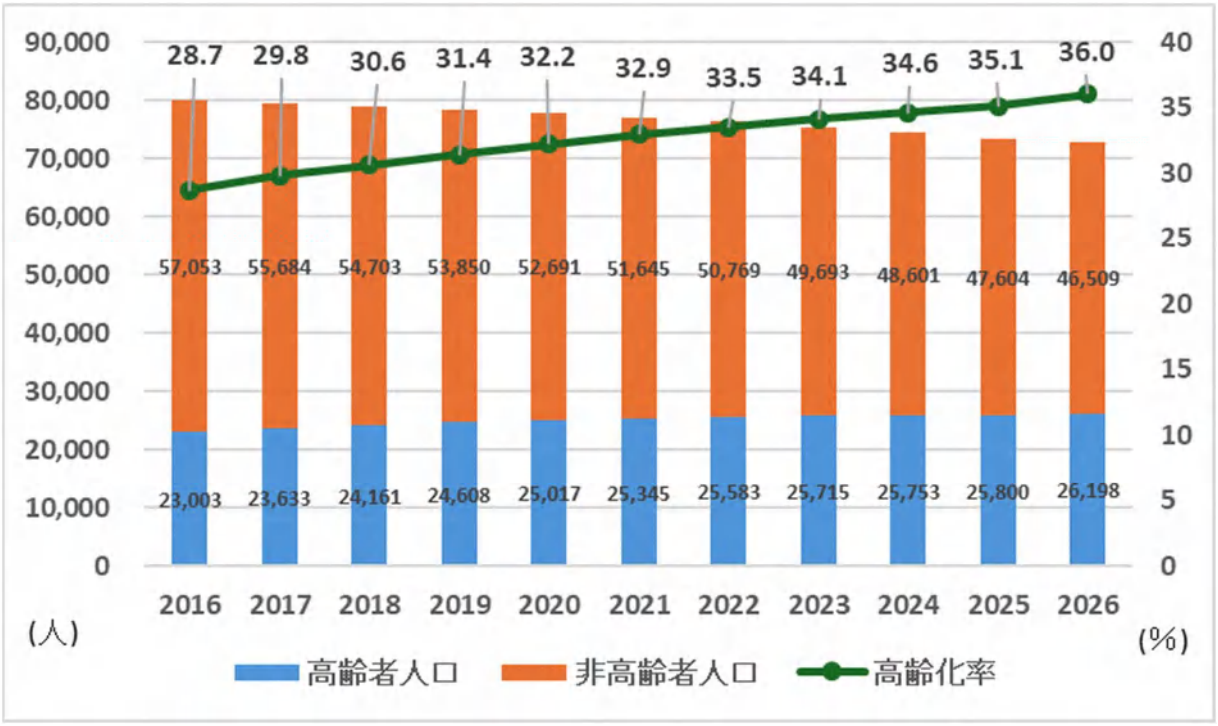
その一方で、少子高齢化や、単身高齢者及び高齢夫婦世帯、ひとり親世帯の増加を背景に、各家庭が抱える生活課題は、高齢や障害によるものを始め、生活困窮、虐待、不登校、子どもの貧困、ＤＶなど多様化・複雑化しています。特に女性は、出産・子育て・介護などによる就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあると、令和８年度版男女共同参画白書でも指摘されています。また、８０５０問題※やダブルケア※、ケアラー※など、複合的な課題を有する家庭も増加しており、社会的孤立を防ぐための取組が重要になっています。

本市の２０２６（令和８）年４月１日現在の６５歳以上の高齢者は２６，１９８人で、高齢化率は３６％と３人に１人が高齢者という状況です（図９－１）。団塊の世代がすべて７５歳以上となり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者は今後さらに増加し、それを支える現役世代が減少することが見込まれています。

こうした中、本市では各地域づくり組織などが主体となり、有償ボランティアなどの生活支援や子育て広場、配食サービスなどの地域力を生かした社会資源が培われてきました。

これからは、本市の誇るこれらの社会資源を基盤とし、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進め、高齢者、障害者、子ども、女性などの各分野を横断した連携や相談支援体制をさらに推進します。加えて、まちの保健室※を拠点とした断わらない相談支援・参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や専門職による伴走型支援といった「社会的処方※」など、「地域福祉教育総合支援ネットワーク※」の機能を更に拡充し、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるようなまちづくりを進めていきます。

図 9-1　名張市の人口・高齢化率の実績と推計



資料：名張市人口統計表より作成

施策の方向20　困難な問題を抱える女性や、ひとり親家庭などに対する支援の充実

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
68	生活困窮世帯の自立支援	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・家計支援を実施し、自立を促します。	生活支援室
69	生活保護世帯の自立支援	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援を行い、自立を促します。	
70	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援など総合的な自立支援を行います。	子ども家庭室
71	ひとり親家庭相談事業の充実	母子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	
72	若年層に対する困難な問題の啓発	若年層に対し、特に望まぬ妊娠や性加害などの若年層に多い問題を中心として、女性特有の困難な問題の予防を図るため、デートＤＶなどに関する普及啓発活動に併せ、DV以外の多様な困難な問題についても啓発します。	人権・男女共同参画推進室
73	性別を問わず相談しやすい環境の整備	ＤＶに関する相談など、あらゆる問題に対して相談に応じていることを、ウェブサイト上にわかりやすく記載するなど工夫して市民に周知します。	

施策の方向21　高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
74	地域包括ケアシステムの推進	高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムにより、介護、医療、生活支援などの包括的な支援・サービスを提供します。	地域包括支援センター
75	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害者が地域の中でともに暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	障害福祉室
76	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域の健康づくり・介護予防の担い手（まちじゅう元気!!リーダー）や民間事業者との連携により、地域における介護予防活動を推進します。また、生活支援コーディネーターを継続配置し、地域住民の自助・互助の意識向上及びサービス機能の維持向上を図ります。	地域包括支援センター



基本目標Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑩　男女の人権尊重

現状と課題

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。男女共同参画社会基本法においても、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定しています。しかし、社会通念や慣習などにおける男女の取扱いに見られる格差は依然として根深いものがあり、男女共同参画社会を実現する上で大きな障壁となっています。そのことを踏まえ、名張市男女共同参画推進条例では、「すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的な扱い、セクシュアルハラスメント、ＤＶを行ってはならない」と、これらの禁止を規定しています。

２０１５（平成２７）年９月に、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を含む「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が国連サミットにおいて採択されました。目標の中には「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」といった男女共同参画に関連するものも掲げられています。

また、本市において、２０２０（令和２）年８月に誰もが生きやすい社会を実現することを決意した「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言が議員提案により可決されました。さらに、２０２３（令和５）年６月には、すべての国民がその性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）」が施行されました。これを踏まえ、社会生活において、多様な性に関する理解を深めるとともに、すべての人に関わるＳＯＧＩを理由としたハラスメントの防止や、適切な対応に向けた取組をより一層進めていく必要があります。

一方で、情報発信の手段が多様化・加速化する現代社会においては、依然として解決すべき表現上の課題が存在しています。インターネットなどのメディアから発せられる情報の中には、固定的性別役割分担意識に偏った表現や性の商品化、暴力表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も少なくありません。社会的影響力の大きいメディアがジェンダー意識を固定化する結果を招いている側面も否定できません。表現の自由は保障されなければなりませんが、各種メディアや公共空間において、性的、暴力的な不快表現に接しない自由など、情報を受ける側の人権に配慮した情報発信が求められます。同時に、市民も単に情報の受け手にとどまるのではなく、人権尊重の視点から、特に子どもや保護者へのメディアリテラシー（情報識別・選択能力）※向上への取組が重要な課題となっています。男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが求められます。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
「男女共同参画センター」の認知度	42.4%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室

施策の方向22　性別に左右されない人権尊重の意識づくり

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
77	性別による差別的な扱いの根絶に向けた啓発	性別による差別的扱いが人権侵害であることを市民が理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取り組めるよう、講座・学習会の実施、市広報などを通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	人権・男女共同参画推進室
78	多様な性への理解の促進	多様な性をめぐる現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係部署・関係機関と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	

施策の方向23　メディアなどにおける人権尊重

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
79	情報発信における人権への配慮とメディアリテラシー向上に向けた啓発	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディアリテラシーを高めるための啓発に努めます。	人権・男女共同参画推進室
80	広報なばりなどの紙面づくりの配慮	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	広報シティプロモーション推進室
81	有害環境の浄化やメディアリテラシー向上に向けた啓発	成人向け図書の適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディアリテラシーを高めるための研修を行います。	文化生涯学習室
82	メディアリテラシー教育の推進	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディアリテラシー教育を推進します。	学校教育室



基本目標Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑪　あらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者間暴力をはじめ、高齢者や障害者、子どもへの暴力や、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。暴力は身体的な傷だけでなく、言葉による精神的な支配や、経済的・社会的な追い込みなど、多岐にわたる深刻な問題です。特にＤＶは、背後にある固定的な性別役割分担意識や支配・被支配の関係性に根ざしており、児童虐待とも密接に関連する問題です。

本市では、「名張市要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会」を組織し、関係機関との緊密な連携のもと、相談体制の充実と、児童虐待やＤＶに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を行っています。

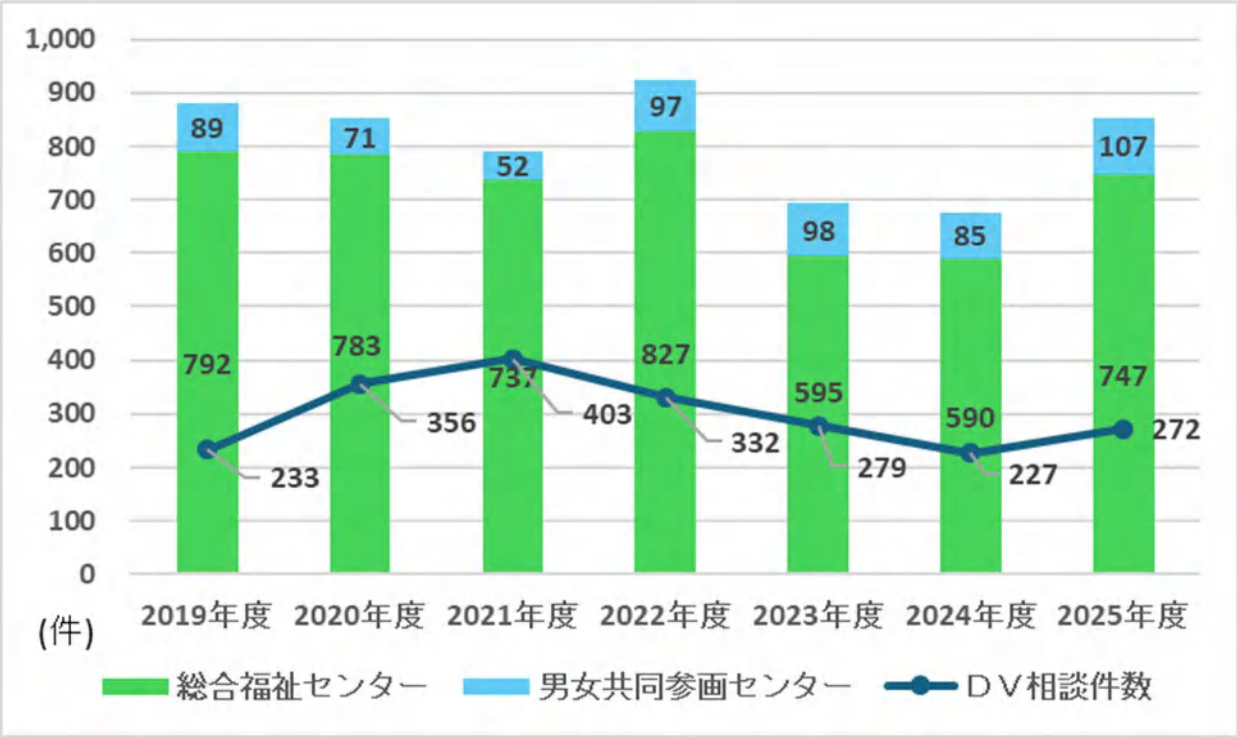
本市において、直近４年間のＤＶ相談の件数は３００件前後を推移しており、大きな増減は見られないものの、２０２４（令和６）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、これまでにＤＶを受けたと回答した人の中には「誰にも相談しなかった」、「相談しても無駄だと思った」と回答した人が依然として存在しており「相談がないから問題がない」とせず、潜在化している被害を汲み取る積極的な支援が求められます。（図１１－１、２、３、４）

働く場における過去３年間のハラスメント相談件数については、「相談がない」と答えた企業の割合が最も高くなっています。一方で、「過去３年間に相談があった」と回答した企業における相談内容の割合は、パワーハラスメントが６４．２％と最も高くなっています。（図１１－５）

さらに、児童虐待や高齢者などへの暴力に加え、デートＤＶ※の問題やＳＮＳ※などインターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪など、暴力は多様化しており（図１１－２）、迅速かつ的確な対応が求められます。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力が人間としての尊厳を著しく侵害するものであることを理解することが重要です。そのためには、家庭、教育現場、地域、事業所などに向けた暴力を容認しない社会風土の醸成などと同時に、被害者救済や心のケア、自立支援などの取組を進めていく必要があります。

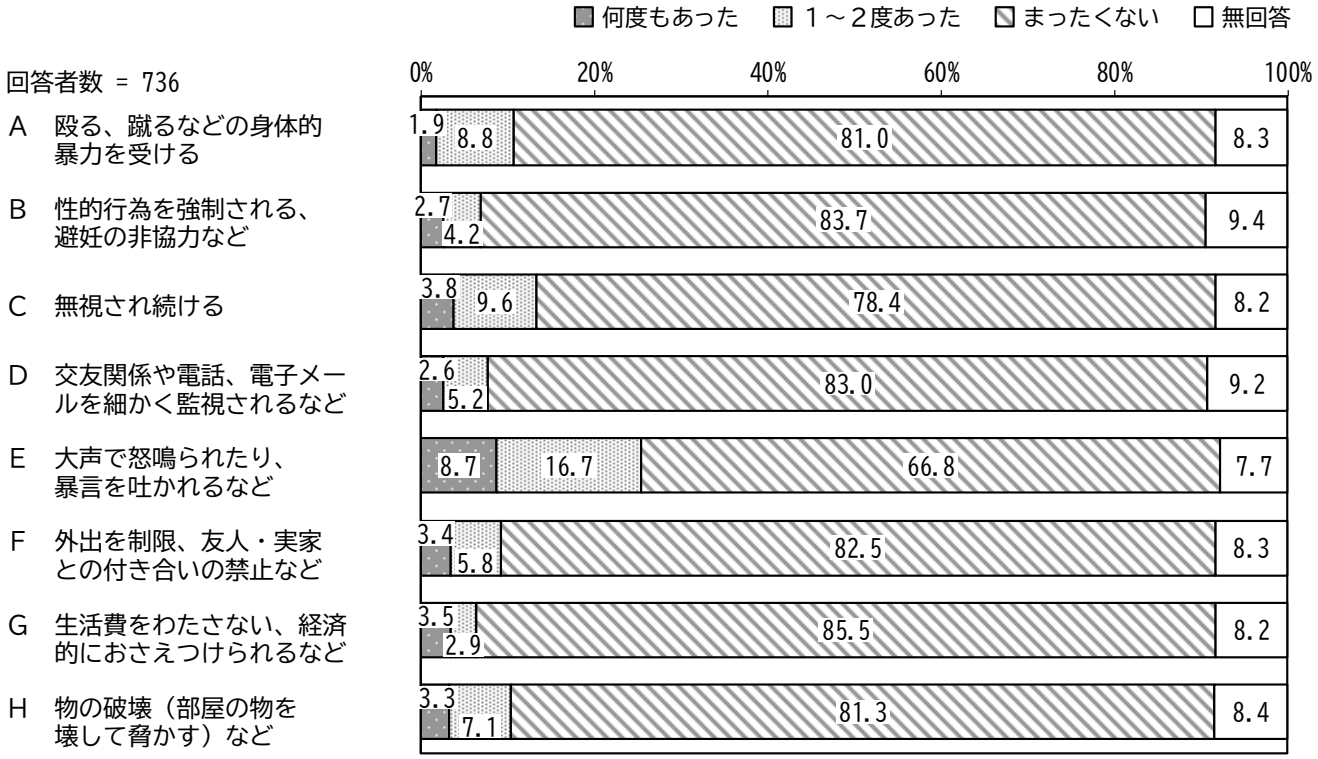
数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
「ＤＶ防止法」の認知度	55.8%	62.4%	80%	人権・男女共同参画推進室
セクハラ・パワハラなどのハラスメント全般の防止対策をしている事業所の割合	78%	80%	87%	

図 11-1　名張市女性相談件数（延べ件数）の推移



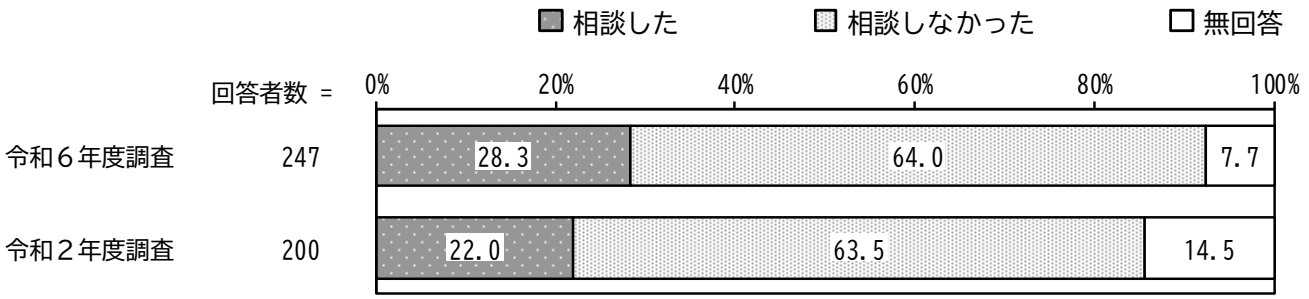
資料：名張市女性相談室、女性のための相談

図 11-2　DV の現状

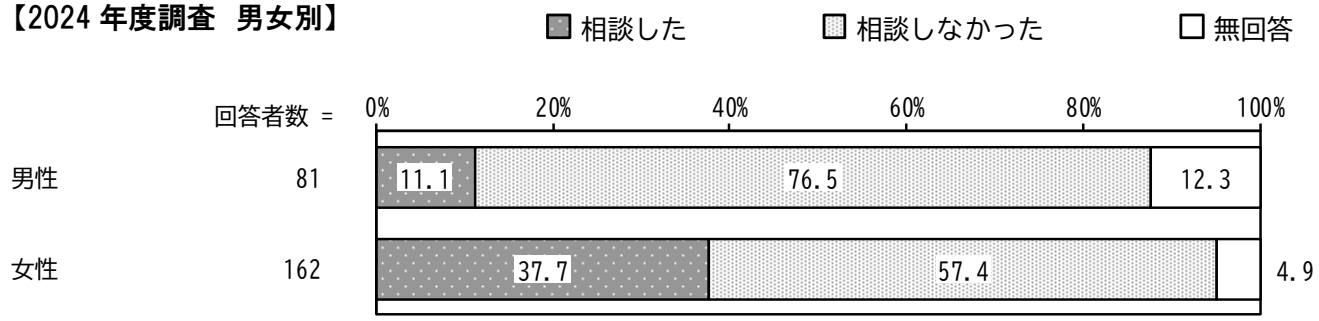


資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

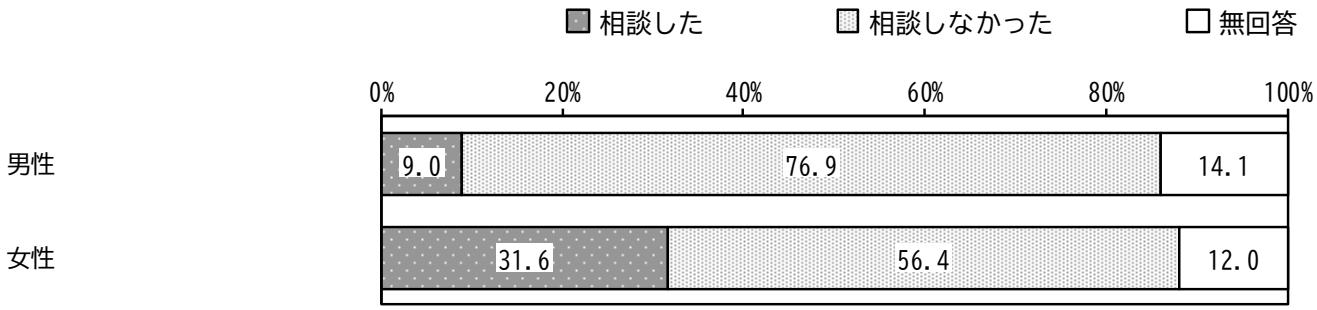
図 11-3 DV の相談状況



【2024 年度調査　男女別】

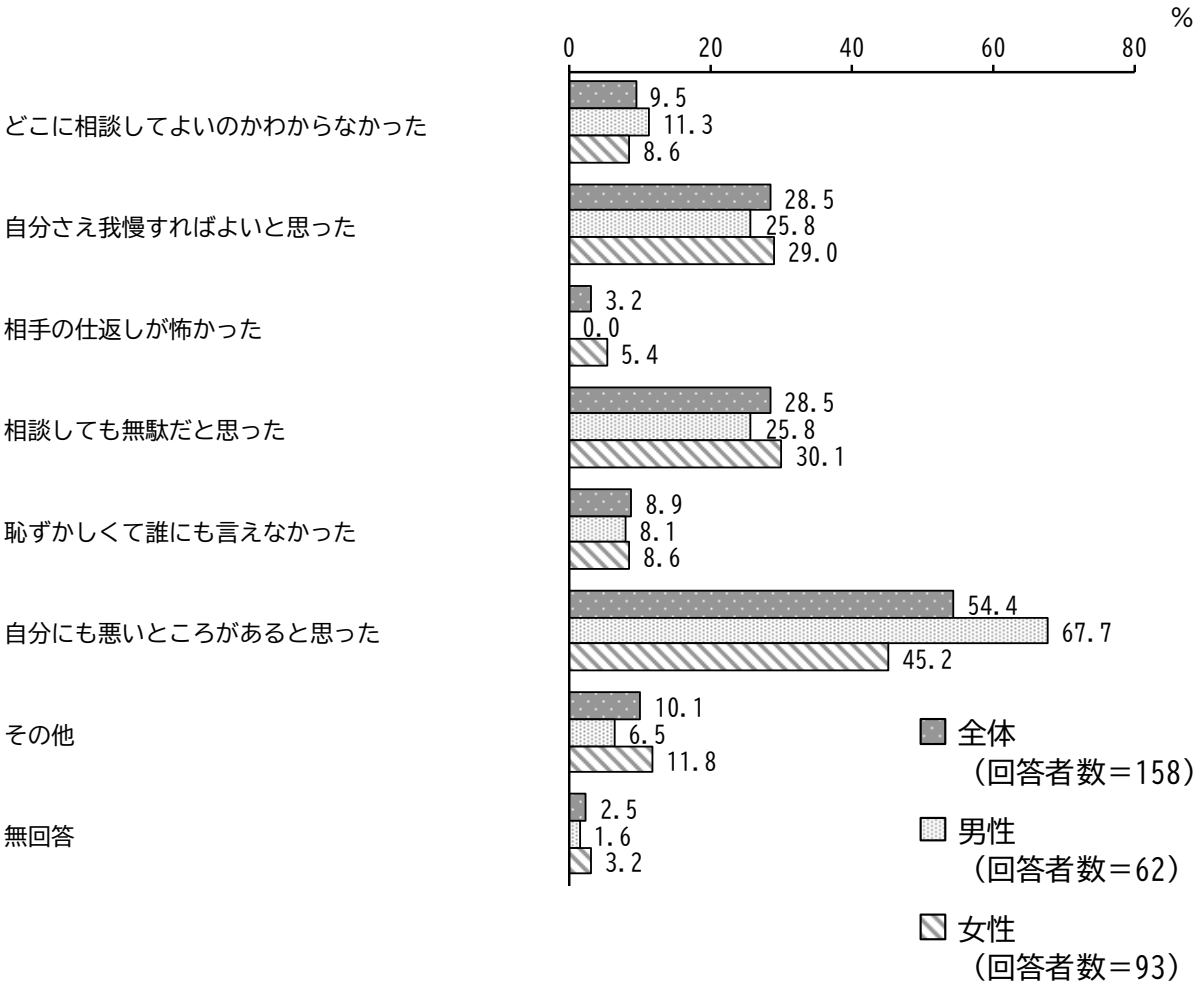


【2020 年度調査　男女別】



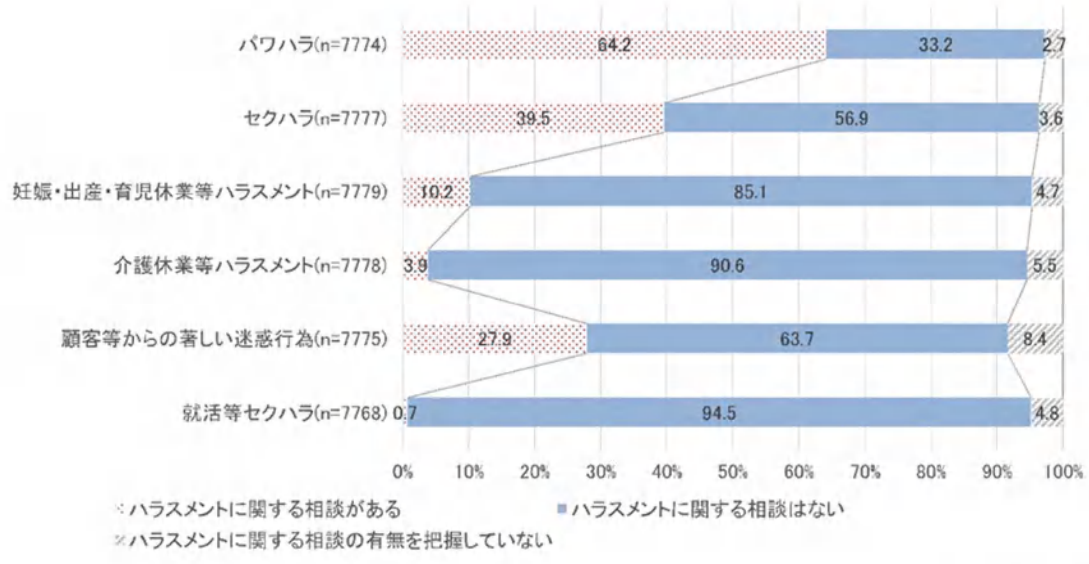
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

図 11-4　DV を相談しなかった理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

図 11-5　過去 3 年間のハラスメント相談件数の傾向



（対象：全企業(n=7,780)）

資料：令和 5 年度　厚生労働省委託事業　職場のハラスメントに関する実態調査報告書

施策の方向24　権利侵害についての相談体制の充実

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
83	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	人権・男女共同参画推進室
84	女性弁護士相談の実施	人権侵害などに適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	

施策の方向25　DV防止対策及び被害者支援の充実

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
85	DV防止への意識啓発	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
86	要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会による関係機関の連携	配偶者暴力相談支援センターや警察など、要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会の構成機関（者）との連携を図るとともに、女性相談員の資質向上に努め、ＤＶ対策の対応力を強化します。	子ども家庭室
87	児童虐待・ＤＶ防止対応マニュアルに基づく適切な対応	児童虐待・ＤＶ防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、ＤＶ被害者などへの早急な対応や自立支援などを行います。	

施策の方向26　セクシュアルハラスメントなどの防止

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
88	あらゆる暴力防止のための意識啓発	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通じて意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
89	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	人事研修室
90	事業所へのハラスメントの啓発	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発を行います。	商工経済室
91	教育現場のハラスメントの防止	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	学校教育室



基本目標Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑫　生涯にわたる健康の確保

現状と課題

性差による身体的な特性の違いを相互に理解し、互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するための前提です。心身ともに健やかに生きるウェルビーイング（幸福で健康な状態）※を実現するためには、正確な知識に基づき、一人ひとりが主体的に自らの健康を選択できる社会環境が必要です。

本市では、性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防、介護予防などの予防施策に加え、２０２１（令和３）年１月より、不妊治療に係る助成の拡充にも取り組んできました。今後は、検診率の向上や予防施策の充実などを図ることが必要です。

一方、３０歳代、４０歳代を中心に男性の長時間労働者が多く、仕事と生活の調和が取りにくい状況であり、自殺者も多いことから、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、メンタルヘルスや自殺予防、喫煙やアルコール依存、薬物乱用などの解消のため心身の健康維持の支援体制の確立が重要となっています。

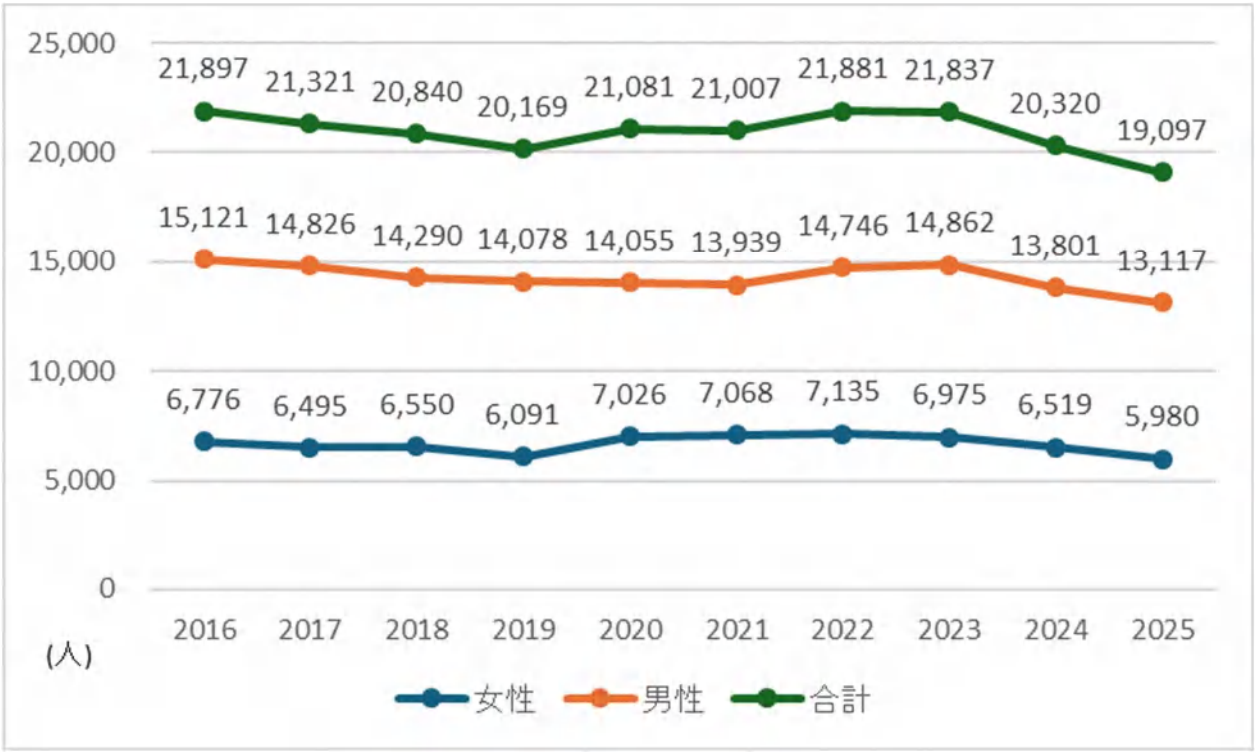
特に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点は、女性の妊娠や出産などのライフイベントのみならず、あらゆる人の尊厳を守るために重要です。

また、ＨＩＶ／エイズや子宮頸がんの原因となるＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、男女双方に対し、性に関する正しい理解を深めるための環境の整備や、性教育の充実を図る必要があります。そして、正確な情報の提供と悩みに応えられる相談体制の充実による予防対策を、保護者への働きかけと併行して推進していくことが重要です。

このように、男女の生涯にわたる健康を確保するためには、健康教育や食育を含め、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性別を問わず若い時期から性や健康に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランや健康を考えて日頃からの健康管理を行うプレコンセプションケアの啓発の必要があります。

数値目標項目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度	3.8%	10%	15%	人権・男女共同参画推進室
健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	81.1%	85%	85%	健康・子育て支援室
朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:91.9% 中:93.3%	小:95% 中:95%	95%	学校教育室

【参考⑧】 総数及び男女別自殺死亡率の年次推移



資料：厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」

施策の方向27　生涯にわたる健康の保持促進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
92	市職員の心身の健康づくり支援	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	人事研修室
93	男女の生涯にわたる健康の保持	地域づくり組織や地域支え合い、まちの保健室の仕組みを生かして、身近なところでの健康づくり活動を実施します。また生活習慣病の発症予防・重症化予防、フレイル予防などについての情報提供を行います。	健康・子育て支援室
94	性と生殖に関する健康管理の意識啓発	ライフステージに応じた健康対策とあわせてプレコンセプションケアの情報提供を行います	
95	性感染症の予防	互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。	
96	食育の推進	食ボランティアの育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組みます。	健康・子育て支援室
		発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭などによる指導を行うとともに、家庭でも食育が推進されるよう情報提供などを行います。	学校教育室
97	健康教育の推進	地域や小中学校と連携して、健康教育に取り組みます。	健康・子育て支援室
		発達段階に応じた性教育や病気の予防、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	学校教育室
98	誰もがスポーツに親しめる環境づくりと指導者の育成	誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えるため、スポーツ関連団体などと連携を密にし、様々なイベントや大会、体験教室の開催や活動場所の提供等を図ります。また、指導者の育成を図ります。	市民スポーツ室

施策の方向28　性差に応じた健康支援の推進

番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
99	性差に応じた相談体制の充実	性差に応じた相談や、心の健康を保つための相談窓口の周知と充実を図ります。	人権・男女共同参画推進室
100	健康増進事業の実施	がん検診や歯周病検診など受診しやすい検診環境を整備し、受診率向上に向けて取り組みます。	健康・子育て支援室
101	メンタルヘルスへの支援	こころの健康を保つため、睡眠による十分な休養感の重要性を普及啓発します。また、行政や地域、企業が連携して働く世代の生活習慣改善を促し、メンタルヘルス不調の予防に取り組みます。	
102	自殺予防や産後の育児不安解消への支援	地域全体の見守りや支え合いを推進するとともに、分野横断的な相談支援の強化、自殺予防に関する啓発活動や研修を実施し、支援が必要な人を孤立させない体制づくりに取り組みます。また、妊娠期から切れ目なく母子を支えるネウボラ事業を推進し、地域の身近な相談窓口や専門職による伴走型支援を通じて、保護者の育児不安や孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。	

第4章　計画の推進

1. 計画の推進体制

（1） 庁内の推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたっています。

条例第１３条では、「市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします」と規定しています。

本計画の効果的な推進と総合的な調整は、主管室長会議及び庁議において調整・協議を行うものとし、各施策の推進に関することは、男女共同参画の担当室を中心として、関係室が連携し、調整・協議を行うことにより、全庁的な取組を進めていきます。

（2） 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、市民・地域・事業者・市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働した取組が必要となります。

そのため、名張市男女共同参画センターを、市民が気軽に相談や情報収集、学習、交流などができる身近な拠点として充実させ、多様な主体がつながり、連携・協働して男女共同参画の取組を進める体制を整えます。

また、国や県、関係機関との情報交換や情報収集を行うとともに、必要に応じて調査・研究を行い、社会情勢の変化や新たな課題に対応した取組を進めます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、「名張市男女共同参画推進審議会」において、計画の進捗状況を確認・評価するとともに、関係室へのフォローアップを行います。

また、計画の進捗状況について市民に公表し、取組の透明性を確保します。

さらに、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画の実効性を高め、男女共同参画の取組を着実に推進します。

（別紙2）数値目標一覧

基本目標	項　　目	計画策定時 2024（R6）	中間値 2031（R13）	目標値 2036（R18）	担当室
Ⅰ 男女共同参画の意識の確立	男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	81%	87%	88%	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画講座などの学習機会の提供回数【延べ値】	156回	360回	510回	人権・男女共同参画推進室
	「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.6% 条例:9.8%	宣言:16.6% 条例:12.8%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室
Ⅱ 男女共同参画の推進があらゆる分野における	「女性活躍推進法」の認知度	13.9%	18.3%	40%	人権・男女共同参画推進室
	市における女性の管理職の割合	全体:34.7% 一般:32.2%	35%	35%	人事研修室
	市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	※9%	40%	40%	人事研修室
	審議会などの女性委員の割合	26.7%	30%	40%	行政・デジタル改革推進室
	女性委員のいない審議会等数	18	10	0	行政・デジタル改革推進室
	小中学校における女性校長の割合	26.3%	30%	40%	学校教育室
	小中学校における女性教頭の割合	42.1%	45%	50%	学校教育室
	「ポジティブ・アクション」の認知度	9.1%	9.2%	30%	人権・男女共同参画推進室
	地域における男女共同参画に関する講座などの開催数	15回	16回	17回	人権・男女共同参画推進室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	40.2%	42%	44%	商工経済室
	農業委員定数に占める女性農業委員の割合	21.4%	35.7%	43%	農業委員会事務局
	認定農業者における女性農業者数	2人	2人	4人	農林資源室
	防災訓練を実施した地区数【延べ値】	3,306	4,221	5,136	危機管理室
	防災講習会の年間開催回数	18回	15回	15回	危機管理室
	名張市消防団における女性団員数の割合	5.8%	9%	10%	消防総務室
Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援	市の男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率	41.4% 69.6%（行政職）	100%	100%	人事研修室
	男性の育児休業取得率	19人 47.8%（行政職）	85% （2週間以上）	85% （2週間以上）	人事研修室
	市の職員１人当たりの年間時間外勤務時間数	180.6時間	140時間	140時間	人事研修室
	市の職員１人当たりの年次休暇の平均取得日数	12.6日（市長部局） 13.0日（全職員）	15日	１５日	人事研修室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	38.9%	40%	42%	商工経済室
	妊娠期の支援や産後ケアなどの妊産婦、乳幼児への支援に満足している市民の割合	36.7%	67.2%	67.2%	健康・子育て支援室
	待機児童数	0人	0人	0人	保育幼稚園室
	未就学児のための教育・保育施設をはじめ、こども支援センターかがやき、マイ保育ステーションなどの提供サービスに満足しているとした市民の割合	55.6%	64%	70%	保育幼稚園室
Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり	「男女共同参画センター」の認知度	42.4%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室
	「ＤＶ防止法」の認知度	55.8%	62.4%	80%	人権・男女共同参画推進室
	セクハラ・パワハラなどのハラスメント全般の防止対策をしている事業所の割合	78%	80%	87%	人権・男女共同参画推進室
	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度	3.8%	10%	15%	人権・男女共同参画推進室
	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	81.1%	85%	85%	健康・子育て支援室
	朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:91.9% 中:93.3%	小:95% 中:95%	95%	学校教育室

（備考）

1．　は市総合計画「なばり新時代戦略」第2次基本計画（令和9年度～開始・現在策定中）に掲載している項目です。
数値目標は、担当室が設定した目標値です。

名張市男女共同参画推進審議会委員名簿

組織区分	氏　　名	所　属　機　関	任　期	役職
市民	澤田　二郎	市民公募	令和8年5月11日～令和10年5月10日	
事業者	杉岡 雪子	イーナバリ株式会社 代表取締	令和8年5月11日～令和10年5月10日	副会長
市民活動団体等	松林　敏	名張市地域づくり代表者会議	令和8年5月28日～令和10年5月10日	
教育に携わる者	川口　仁美	名張市小中学校長会	令和8年5月11日～令和10年5月10日	
学識経験者	池田 久代	元皇學館大学教授	令和8年5月11日～令和10年5月10日	
関係行政機関の職員	牧田　拓巳	三重県 ダイバーシティ社会推進課長	令和8年5月11日～令和10年5月10日	
その他市長が必要と認める者	細見 三英子	ジャーナリスト	令和8年5月11日～令和10年5月10日	会長
その他市長が必要と認める者	川岡　加寿子	名張市人権センター 事務局長	令和8年5月11日～令和10年5月10日	

名張市男女共同参画推進に係る市民意識調査及び事業所調査の概要（2024年）

第３次名張市男女共同参画基本計画の策定に係る基礎資料として、令和６年度に市民意識調査及び事業所調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

＜男女共同参画に関する市民意識調査＞

- **調査対象**　市内在住の１６歳以上の男女：１，５００人（住民基本台帳から無作為抽出）
- **調査方法**　①郵送による配布と回収　※送付物：調査票・返信用封筒　②Ｗｅｂによる回収
- **調査期間**　令和６年１１月１日（金）～１１月２７日（水）
- **回収状況**　回収数　７３６人（回収率：４９．１％）

【参考／前回調査（令和２年４月１０日～５月１５日）】

- 調査対象：　２０歳以上の市内在住の男女１，５１６人（住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収　　・回収数６１９人（回収率：４０．８％）

＜男女共同参画に関する事業所調査＞

- **調査対象**　名張市人権・同和教育推進協議会企業部会加盟企業・事業所：168か所
- **調査方法**　郵送による配布と回収　※送付物：調査票・返信用封筒　②Ｗｅｂによる回収
- **調査期間**　令和６年１１月１日（金）～１１月２７日（水）
- **回収状況**　回収数　９１事業所（回収率：５４．１％）

【参考／前回調査（令和２年４月１０日～５月１５日）】

- 調査対象：名張市人権・同和教育推進協議会企業部会加盟企業・事業所　１６８か所
- 調査方法：郵送配布、訪問による回収及び郵送回収　・回収数　７９事業所（回収率４７．３％）

＜調査結果の表示＞

- 回答は各質問の回答者数（Ｎ）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が１００．０％にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が１００．０％を超える場合があります。

男女共同参画都市宣言

わたしたちは
男女が　性別にとらわれず　世代を超えて
互いに個性を尊重し　高めあいながら
共に参画し　責任をもち　生き生きと輝いて暮らせる
魅力に満ちた「まち」　名張市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成１６年　6月２２日

名張市男女共同参画推進条例

平成17年10月３日
条例第24号

目　　次

第１章　総則（第１条ー第10条）
第２章　基本的施策（第11条ー第21条）
第３章　相談及び苦情への対応（第22条ー第23条）
第４章　名張市男女共同参画推進審議会（第24条）
第５章　補則（第25条）
附　則

名張市は、日本国憲法にうたわれた『個人の尊重』と『男女平等』の理念を受け、男女が生き生きと輝いて暮らせるまちを築くために、多彩な市民の融合と共存を原動力として、さまざまな施策の推進に努めてきました。

しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行が、今なお、根強く存在しており、さらに配偶者等への暴力が新たに社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

わたしたちは、人間尊重を原点に、性別にかかわりなく、多様な生き方が尊重され、生涯を通してそれぞれの夢に挑戦することができる環境を望んでいます。このためには、世代や分野を超えたあらゆる場において個性や能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、生きがいを持って暮らしていける社会を創造していかなければなりません。

このことから、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を新しい時代の要請を受けて取り組むべき重要課題と位置づけ、市民一人ひとりが互いを大切にし、男女が共に輝く、平和で暮らしやすい名張市を築くため、この条例を制定します。

第１章　総則

目　的

第１条　この条例は、名張市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、市民活動団体等、教育に携わる者及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

定　義

第２条　この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

（１）男女共同参画
　性別にかかわりなく、すべての人が自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいいます。

（２）積極的改善措置
　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するために男女のいずれか一方に対し、積極的に機会を提供することをいいます。

（３）市民
　市内で住む者、働く者又は学ぶ者をいいます。

（４）事業者
　市内において事業を行う個人又は法人をいいます。

（５）市民活動団体等
　市内において活動を行う市民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいいます。

（６）セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
　性的な言動によって他の者を不快にさせ、生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応に起因してその者に不利益を与えることをいいます。

（７）ドメスティック・バイオレンス（配偶者等への暴力）
　配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及びそれを目撃することで起こる子ども等への心理的虐待をいいます。

基本理念

第３条　男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとします。

（１）男女の人権の尊重
　男女が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。

（2）社会における制度及び慣行についての見直し

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されること。

（3）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、市民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活と社会活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活と職業生活、地域活動その他の社会活動とを両立できるようにすること。

（5）次世代の育成

次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において男女が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、慈しみ育てられる環境づくりへの取組が進められること。

（6）男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、それぞれの性にかかわる身体的特徴について理解を深めるとともに、生命の尊厳及び母体の保護を基に、妊娠、出産等について互いの意思及び決定を尊重すること。

（7）あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組

家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、性別にかかわりなく、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。

（8）国際的視野での協調

男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組と連動し、国際社会の一員としての視野に立ち協調すること。

市民の責務

第4条　市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2　市民は、市、事業者及び市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

事業者の責務

第5条　事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するとともに、その雇用する男女の職業生活が家庭生活、地域活動その他の社会活動と両立できる職場環境の整備に努めなければなりません。

2　事業者は、市、他の事業者及び市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

市民活動団体等の責務

第6条　市民活動団体等は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければなりません。

2　市民活動団体等は、市、事業者及び他の市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

教育に携わる者の責務

第7条　家庭教育、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

市の責務

第8条　市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

2　市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民の意見を尊重するとともに、市民、事業者、市民活動団体等及び教育に携わる者（以下「市民等」といいます。）のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければなりません。

3　市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければなりません。

4　市は、政策の立案及び決定過程に男女の区別なく参画できること、男女が共に働きやすい職場環境の整備等、率先して男女共同参画を推進しなければなりません。

性別による権利侵害の禁止

第9条　すべての人は、あらゆる場において、次の行為をしてはなりません。

（1）性別による差別的な扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント

（3）ドメスティック・バイオレンス

広告物等の表現への配慮

第10条　すべての人は、広く市民等を対象として、広告、ポスター、看板等で情報を提供しようとする場合、性別による固定的な役割分担意識及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければなりません。

第2章　基本的施策

基本計画

第11条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2　市は、基本計画を策定又は変更するときは、名張市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意

見を反映させるよう努めなければなりません。
3　市は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

施策の策定等に当たっての配慮

第12条　市は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。

推進体制の整備

第13条　市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします。

調査研究

第14条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとします。

市民等の理解を深める取組

第15条　市は、市民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければなりません。

積極的改善措置

第16条　市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、原則として男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の４未満にならないように努めなければなりません。
2　市は、事業者及び市民活動団体等に対して、積極的改善措置のための助言をすることができます。

市民等の活動への支援

第17条　市は、市民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うものとします。

事業者等からの報告

第18条　市は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び市民活動団体等に報告を求めることができます。

男女共同参画について考える日

第19条　市は、毎月22日を男女共同参画について考える日と定め、市民等の理解を深め、関心を高めるための活動を行うものとします。

拠点機能の整備

第20条　市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の取組を支援するために、総合的な拠点機能を整備するものとします。

施策の実施状況の公表

第21条　市は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く市民に周知できるよう工夫して公表しなければなりません。

第３章　相談及び苦情への対応

相談及び苦情への対応

第22条　市は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとします。
2　市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して市民等からの苦情の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとします。

男女共同参画専門員による処理

第23条　市は、前条の相談及び苦情の申出（以下「申出等」といいます。）に対応するため、男女共同参画専門員（以下「専門員」といいます。）を置きます。
2　市は、申出等があった場合は、申出者の意思を尊重し、必要に応じて専門員の意見を聴き処理するものとします。
3　専門員は、申出等に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができるものとします。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければなりません。

第４章　名張市男女共同参画推進審議会

男女共同参画推進審議会

第24条　男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、名張市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。
2　審議会は、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができます。
3　審議会は、委員２０人以内をもって組織します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満にならないようにしなければなりません。
4　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命します。
（１）市民
（２）事業者
（３）市民活動団体等関係者
（４）教育に携わる者
（５）学識経験者
（６）関係行政機関の職員
（７）その他市長が適当と認める者
5　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

第５章　補則

第25条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成18年４月１日から施行します。

名張市における男女共同参画施策のあゆみと現状

年度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	名張市の動き
1975(昭和50)	・「国際婦人年世界会議」開催 ・「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」設置		
1976(昭和51)	・ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置			
1977(昭和52)		・「国内行動計画」策定	・「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979(昭和54)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定	
1980(昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催			
1985(昭和60)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催	・「男女雇用機会均等法」公布 女子差別撤廃条約批准 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986(昭和61)		・「男女雇用機会均等法」公布、施行		
1987(昭和62)		・「新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画ーアイリスプラン」策定	
1990(平成 2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・社会教育団体(婦人会等)活動支援
1991(平成3)		・「育児休業に関する法律」公布		
1992(平成4)				・女性施策検討委員会設置
1993(平成5)	・「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択	・「婦人問題担当大臣」任命		・企画調整課に婦人問題担当配置
1994(平成6)		・「男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部」設置	・三重県女性センター開館	・女性の問題に関する市民意識調査実施
1995(平成7)	・「第4回世界女性会議(北京)」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO156号条約」批准 ・育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	・「みえの男女共同参画推進プランーアイリスプラン21」（第３次）策定	・地域振興課に青少年女性室設置 ・女性行動計画策定のための市民アンケート実施 ・名張市女性行動計画策定懇話会設置
1996(平成8)		・男女共同参画2000年プラン策定		・名張市女性行動計画「ベルフラワープラン」策定
1997(平成9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・労働基準法改正(女子保護規定撤廃) ・「男女共同参画審議会設置法」公布		
1998(平成10)			・「アイリス21推進連携会議（アイリスネットワーク）」設置	
1999(平成11)	・「女性に対する暴力撤廃の国際日」を定める	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正		

年度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	名張市の動き
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「三重県男女共同参画推進条例」公布 ・「日本女性会議2000津」開催	
2001(平成13)		・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置（内閣府） ・第1回男女共同参画週間実施 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）施行 ・育児・介護休業法改正	・「三重県男女共同参画審議会」設置	
2002(平成14)			・「三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	・女性模擬議会開催 ・男女いきいき講座開催 情報誌「ベルフラワー」創刊号発行
2003(平成15)		・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		・生活環境部に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進施策検討会議設置（庁内） ・男女共同参画推進懇話会設置 ・ベルフラワープラン推進状況調査、プラン検証 男女共同参画推進にかかる基礎調査実施
2004(平成16)		・DV防止法改正 ・「育児・介護休業法」改正		・名張市男女共同参画都市宣言 ・名張男女共同参画推進ネットワーク会議設立
2005(平成17)	・「国連女性の地位委員会（北京＋10）世界閣僚級会合」開催	・「第２次男女共同参画基本計画」策定	・「三重県男女共同参画基本計画第2次実施計画」策定	・名張市男女共同参画推進条例制定
2006(平成18)		・「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止の範囲の拡大、男女双方に対する差別の禁止等）	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」策定	・名張市男女共同参画推進条例施行
2007(平成19)		・「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充等） ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第3次実施計画」策定	・名張市男女共同参画基本計画策定
2009(平成21)		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の導入等）	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第2次改定	・名張市男女共同参画センター開設
2010(平成22)	・「第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）記念会合」開催	・「第３次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・「男女共同参画つうしん」創刊号発行
2011(平成23)	・「UN Woman（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」発足		・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定	
2012(平成24)	・「第56回国連婦人の地位委員会（自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント）」決議案採択	・「子ども・子育て支援法」制定 ・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	

年度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	名張市の動き
2013(平成25)		・「DV防止法」改正（事実婚を保護命令対象）		
2014(平成26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 ・輝く女性応援会議 In 三重開催 ・「女性の大活躍推進三重県会議」設立	・市民意識調査、事業所アンケート調査実施
2015(平成27)	・「国連女性の地位委員会（北京＋20）記念会合」開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	・「女性活躍推進法」施行 ・「第４次男女共同参画基本計画」策定		
2016(平成28)			・「第2次男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 ・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定 ・WIT2016開催	・「第２次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」策定
2017(平成29)	・APEC 女性と経済フォーラム開催		・「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定 ・「第2次男女共同参画基本計画第二期実施計画（改訂版）」策定 ・みえの輝く女子フォーラム2017開催 ・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」策定	・「まちじゅう元気！イクボス宣言なばり」宣言式挙行
2018(平成30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定	・ダイバーシティみえトークイベント開催 ・「HeForShe」賛同セレモニー開催	
2019(令和元)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ・「DV防止法」改正（児童虐待対策、DV被害者の保護対策の強化）	・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」作成	
2020(令和2)	・「国連女性の地位委員会（北京＋25）記念会合」開催	・「第５次男女共同参画基本計画」策定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成	・「チェンジ・デザイン・アワード2020」開催 ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第6次改定	・「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言議決 ・市民意識調査、事業所アンケート調査実施
2021(令和3)			・「第3次三重県男女共同参画基本計画」「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定 ・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）」策定 ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」施行 ・「三重県パートナーシップ宣言制度」開始	・「第２次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ（改訂版）」策定

年度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	名張市の動き
2022(令和4)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」公布 ・「AV出演被害防止・救済法」公布、施行		
2023(令和5)		・「改正配偶者暴力防止法」公布 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」公布、施行		
2024(令和6)		・「改正育児・介護休業法」公布		・市民意識調査、事業所調査実施
2025(令和7)	・国連「第4回世界女性会議30周年記念ハイレベル会合」 ・「国連女性の地位委員会（北京＋30）記念会合」開催	・「改正女性活躍推進法」公布 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布		
2026(令和8)			・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」策定 ・「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」策定	・「ハラスメント撲滅宣言なばり」宣言式挙行
2027(令和9)				・「第3次名張市男女共同参画基本計画　ベルフラワーⅢ」策定

用語解説（５０音順）

ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力などの精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。

ＬＧＢＴ

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称です。近年では、これらに限らず多様な性のあり方全体を含めて「LGBTQ+（プラス）」と表現されることも多くなっています。

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015 年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。2000 年９月の国連ミレニアム宣言を受けて 2001 年に策定され、「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として位置づけられています。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

ＳＮＳ

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェイスブックや LINE など、インターネット上でユーザー同士が互いに繋がり、メッセージや写真、動画などを通じて交流や情報共有ができるサービスのことをいいます。

ＳＯＧＩ

恋愛感情や性的な関心がどの性に向くかを表す「性的指向（Sexual Orientation）」と、自分自身の性をどう認識しているかを表す「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった言葉です。SOGI は、LGBT などの性的少数者に限らず、異性愛者やシスジェンダー（心と体の性が一致している人）も含め、すべての人に関わる属性を指します。

アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）

何かを見たり、聞いたり、感じたりしたときに、無意識に「こうだ」と思い込むことです。

ウェルビーイング

肉体的にも、精神的にも、社会的にも、すべてが満たされた「良好な状態」のことをいいます。単に、病気や、貧困ではないということだけではなく、心身の健康から、やりがい、人とのつながり、社会的な居場所までを含めた、広い意味での「満たされた状態・幸福な状態」を指します。

エンパワーメント

力をつけることをいいます。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方のことです。

ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害または疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を行っている人のことです。ケアラーの中でも、18 歳未満の人はヤングケアラーといいます。

固定的な役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

DV や生活困窮など、多様な困難を抱える女性の福祉増進と自立支援を目的とし、2024 年４月１日に施行された法律です。

社会的処方

地域での孤立や精神面での不調といった課題を抱える人に対し、ボランティア活動や運動サークルの紹介など、地域活動への参加を勧める（＝「社会とのつながり」を処方する）ことで、身体的、精神的、社会的に良好な状態を取り戻していくための手助けをしようというものをいいます。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／ＳＥＸ）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）といいます。

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年公表している男女格差を測る指数。世界各国における経済、教育、保健、政治の４分野（１４項目）のデータから指数を算出し、総合点で順位付けしたもの。０が完全不平等、１が完全平等です。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、平成 17 年４月１日から施行された法律です。当初は 10 年間の時限立法でしたが、度重なる法改正を経て、現在は 2035 年３月 31 日まで延長されています。101 人以上の労働者を常時雇用する企業には行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ることが義務付けられています。100 人以下の企業は努力義務です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成 27）年８月に成立、2016 年（平成 28 年）４月に施行された法律です。当初は 10 年間の時限法でしたが、2025 年の改正により 2036 年３月末まで延長されました。常時雇用する労働者が 101 人以上の事業所と、国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務付けられています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向（どのような性別を好きになるか）やジェンダーアイデンティティ（自身の性をどのように認識しているか）にかかわらず、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、国民の理解を深めることを目的として、2023（令和５）年６月に施行された法律です。

性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などの方々の総称として使われています。言葉の頭文字をとった「ＬＧＢＴ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）」という言葉は、性的マイノリティと同じ意味合いで使用されることが多いです。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護に同時に直面する状態のことをいいます。

地域型保育事業

平成２７年４月に施行された子ども・子育て支援新制度において、待機児童の多い０歳から２歳までの子どもを対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の四つのタイプがあり、地域の様々な状況に合わせて保育の場を提供します。

地域づくり組織

「自分たちのまちは自分たちで良くしよう」という理念のもと、おおむね小学校区を単位として住民が主体となって活動する、地域ごとの包括的な自治組織のことです。名張市では、15 の地域に設置されています。

第３次名張市特定事業主行動計画

女性の活躍推進に向けて、本市が事業主として市職員を対象に取り組む方針と数値目標を設定した行動計画です。計画期間： 2026（令和８）年度～2031（令和１２）年度

デート DV

交際している、または交際していたパートナーから行われる暴力のことです。

名張版ネウボラ

本市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、また、その仕組みを作っています。これを「名張版ネウボラ」と呼んでいます。

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

複合的な課題を有する方に対し、周囲のどこからでも必要な支援につなげる循環型システムを持った、全世代・全対象型包括支援センター機能をもつネットワークのことをいいます。

ハラスメント

個人の尊厳や、人権を傷つける行為の総称。職場の優位な立場を利用して精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメントや、相手の意に反する性的な言動や行動により、不利益や環境の悪化を招くセクシュアルハラスメント、道徳や倫理に反する言動により、精神的苦痛を与えるモラルハラスメントなどがあります。

8050 問題

高齢の親（80 代）と中高年のひきこもりの子ども（50 代）が同居し、社会から孤立する問題。親の高齢化に伴い深刻な困窮に陥る可能性が指摘されています。

病児・病後児保育

保育所や幼稚園、小学校（3 年生まで）などに通う子どもが、病気中または病気の回復期にあり、集団生活が困難で家庭でも保育できない場合に、専用の保育室で一時的に預かる事業です。

ポジティブ･アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思において社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

まちの保健室

市内 15 地区に整備している健康づくりの拠点。保健・福祉の専門職が常駐し、健康相談、福祉関係の生活相談やひとり暮らし高齢者などへの訪問活動を行うほか、子育て支援や健康づくり教室、介護予防教室などを行っています。

三重県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓したお二人（一方又は双方が性的少数者）に対して、三重県が宣誓書受領証を交付する制度です。

メディアリテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

まちの保健室

市内 15 地区に整備している健康づくりの拠点。保健・福祉の専門職が常駐し、健康相談、福祉関係の生活相談やひとり暮らし高齢者などへの訪問活動を行うほか、子育て支援や健康づくり教室、介護予防教室などを行っています。

三重県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓したお二人（一方又は双方が性的少数者）に対して、三重県が宣誓書受領証を交付する制度です。

メディアリテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。



発行:名張市　地域環境部　人権・男女共同参画推進室

所在地:〒518-0492　名張市鴻之台1番町1番地

TEL:0595-63-7559　FAX:0595-63-4677